

# 平成30年度 業績評価報告書

平成31年1月

林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

## 目 次

第 1	業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第 2	業績評価の実施方法等	1
1	評価の対象事業	1
2	評価の方法	2
第 3	業績評価の実施及び結果	3
1	業績評価の実施	3
2	業績評価の結果	4
3	事業評価を行った委員の総合コメント等	5
○	委員会開催の経過	12
○	委員名簿	12
(参考)		
▪	平成29年度事業計画及び事業実績	13
▪	平成30年度業績評価実施要領	46



## 第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会では平成15年度から同18年度までの4年間、主に調査研究事業を対象に、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度には、第三者による的確かつ適正な評価を事業計画に反映させた、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことという社会的要請を受け、評価方法等を見直し、前年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

平成20年度から前年度業績評価の実施状況を踏まえ「業績評価実施要領」を定め、評価の目的、評価対象事業、評価方法を明確にし、業績評価を実施した。

平成30年度については、「平成30年度業績評価実施要領」に基づき、同29年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

## 第2 業績評価の実施方法等

### 1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における21事業とする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（3事業）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業</li><li>(2) 林材業における労働災害再発防止対策事業</li><li>(3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</li></ol></li><li>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</li></ol></li><li>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</li><li>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</li><li>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</li><li>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</li><li>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催</li><li>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</li></ol></li><li>4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（7事業）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施</li><li>(2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</li><li>(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組</li><li>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</li></ol></li></ol> |
|---|

- (5) ホームページの運営
- (6) 全国林材業労働災害防止大会等の開催
- (7) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦
- 5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）
  - (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
  - (2) 理事会・総代会等の開催
  - (3) 支部長会議等の開催
  - (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業で、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

## 2 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記1の21事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

- (ア) 事業目的は達成されているか。
- (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
- (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
- (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
- (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

- (ア) 労働災害の防止
- (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

### (3) 評価の手順等

#### ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

#### イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支決算書及び関連資料を含む。）を委員会委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

#### ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告をもとに議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値をもとに議論を行い、業績評価総括表を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論をもとに作成する。

## 第3 業績評価の実施及び結果

### 1 業績評価の実施

#### (1) 第1回委員会の開催

平成30年7月19日（木）に平成30年度第1回委員会を開催した。

事務局から平成29年度事業計画、同29年度事業報告等の資料をもとに同29年度実施事業の説明を行った後、同30年度における業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「平成30年度業績評価実施要領」を定め、業績評価を実施することと決定した。

(2) 第2回委員会の開催

平成30年12月7日(金)に平成30年度第2回委員会を開催した。

平成29年度実施事業について、各委員から寄せられた業績評価シートに係る質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、「補助事業」2事業区分及び「自主事業」3事業区分ごとの個別評価及び総合評価について審議し、委員会としての業績評価を行った。

## 2 業績評価の結果

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、平成29年度に実施した事業全般について、労働災害防止団体としての専門性を生かし、効果的かつ効率的な事業運営に努めたことにより、概ね事業計画に沿って順調に事業が遂行され、その目的が達成されているものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

項 目		評 価
I 補助事業	1 安全衛生管理活動事業（3事業）	4
	2 労働災害防止特別活動推進事業（1事業）	5
	[補助事業全体]	4
II 自主事業	3 安全衛生教育支援事業（6事業）	4
	4 安全衛生対策支援事業（7事業）	4
	5 組織体制、事業運営の整備強化（4事業）	4
	[自主事業全体]	4
総 合 評 価		4

### 3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、平成29年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏まえ、事業の実施状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

#### (1) 事業全体に対する総合コメントについて

総合的に見て事業計画に沿い、ほぼ順調に事業が遂行されているという評価がなされ、次のコメントがあった。

- ・協会の業務全体の改革について、委員会の報告に基づき鋭意努力され、協会のコンプライアンス、ガバナンス等に成果がみえ、今後さらによりよい結果が出ることを期待したい。
- ・協会の組織体制の見直し、本部・支部の連携強化が具現化しつつある。その効果が協会全体の業務運営の向上に結びついていることを評価したい。支部、本部の連結強化によって、協会会員のみならず業界全体の安全レベルが向上することを期待したい。
- ・補助事業については出前（集団）指導会等新しい工夫もあり、業界全体の安全衛生水準の向上に大いに役割を果たしている。自主事業については安全衛生対策支援事業、林材業労働災害防止計画目標達成のための事業において様々な取組が行われており評価したい。その他の自主事業についても、図書、講習会テキストの製作等適時・適切な事業を展開していると評価できる。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・平成29年度は、第12次労働災害防止計画の最終年に当たっている。特に平成28年度は死亡災害が多く発生し、平成29年度は、目標を超えるという危機感があった。全体の取組もこのような雰囲気を感じられ、事業に反映されたことは評価できる。しかし結果は、死亡災害について計画目標を超えた。その中であって、事業として協会本部、支部一体となり労働災害防止計画の達成に努力してきたところではあるが、新たな取組、分析、工夫といったことが足りなかったのではないか。例えば省庁は異なるが、林野庁の緑の雇用における研修、講習等と連絡を取り合い、安全教育をより徹底するとか、より一層の努力が必要である。
- ・第12次労働災害防止計画の最終年度として、同計画の目標達成に向けて労働災害防止事業に取り組んできたが、結果として死亡者数の数値目標は達成されなかった。毎回数値目標を立て努力しているが、なかなか数値目標をクリアできないでいる。今の事業の追随だけでは死亡災害ゼロに向けての展望は開けないのではないか。
- ・事業課題全般をみると、協会内の定常の事務的課題が多く、新たな展開を模索する事業課題は少なかった。業界唯一の機関として当協会の存在を積極的に示していくためには、当協会の会員だけでなく「業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業」のような業界全体を展望した事業が必要であり、より多くの人たちの労働安全衛生や労働災害防止に寄与



する事業展開が求められる。また、今後を見据えて労働安全衛生・労働災害防止の新しい考え方或いは手法やシステムを模索するような新たな価値を創造する事業にも取り組まれない。

- ・限られた人員や経費の中でよく林業・木材製造業の労働災害の防止に取り組んでいる。まだまだ重篤な労働災害の防止のために良い方策を考え実行に移していただきたい。
- ・死亡者数がなかなか減少しない中で、死傷者数は着実に減少しており、事業の成果と思われる。外国人実習生、在留資格制度等が拡充される方向にある中で、外国人労働者の災害防止対策が益々重要となっている。日本語を理解させることも重要であるが、せめて英語のテキスト等の拡充はできないか。

## (2) 補助事業について

補助事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

### ア 安全衛生管理活動事業（平成29年度事業計画及び事業実績 I-1）

#### (ア) 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業

- ・1企業あたり10事業場以上の目標に対し、個別指導および安全管理士等により目標を上回る現場安全パトロール、個別指導の実績は評価できる。
  - ・林業・木材製造業は、作業者が高速回転する刃物のそばで作業することが多く、労働災害が他業種に比べて多い傾向がある。労働災害防止の活動は着実に行われてきており、想定どおりの業績を上げつつある。
  - ・企業の自主的技術支援事業における事業所指導を積極的に行った。安全管理士の集団指導等についても目標を大きく上った。
  - ・安全管理士等による現場安全パトロール等による個別指導、集団指導実施回数は目標を大きく上回り、このような活動が平成29年の休業4日以上の死傷災害において16%減少の背景にあるものと考えられ、大いに評価できる。上半期における死亡災害発生状況を分析し、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成しているが、これが集団指導、個別指導において類似災害防止の取組に活用されたことなども大いに役立ったのではなかろうか。
  - ・業界全体の労働災害撲滅の成果を上げるため、非会員を含め、安全管理士による安全衛生水準向上に鋭意努力したことが認められる。
- との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。
- ・リスクアセスメントのフォローアップの更なる取組を期待する。
  - ・安全管理士等が行う事業場の個別指導及び集団指導の取組では、リスクアセスメント定着に向けたフォローアップの実施回数が目標より下回り、企業・業界団体参加の事業指導でもリスクアセスメントフォローアップの指導要請は少ない。リスクアセスメントの必要性をさらに喚起していくことが求められる。

(イ) 林材業における労働災害再発防止対策事業

- ・ 林材業における死亡災害防止のための災害多発警報の発令強化、現場安全パトロール、緊急集団指導会、ポスター等による啓発等の活動強化がなされた。
- ・ 死亡労働災害多発警報を積極的、効果的に発令し、再発防止対策を徹底した。警報発令に係る要綱を改正、安全管理士のための集団指導マニュアルチェックリストを作成し、一層実効性のある防止対策を実施した。との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。
- ・ 災害発生した小規模事業場への集中指導も行われているが、更なる実績の積み重ねが期待される。
- ・ 現場安全パトロール、ポスター掲示、のぼり旗設置など労働災害再発防止の啓蒙に力を入れて、実行、それなりに成果があったと思うが、実際に成果についてどうだったのか、結果の追求が必要ではないか。
- ・ 林業における平成28年死亡者数41名、29年40名、木材・木製品製造業では平成28年死亡者数9名、29年6名と29年は対前年比微減であったのに、死亡労働災害多発警報発令回数が増えている。

(ウ) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

- ・ 木材製造業のリスクアセスメントの集団指導会では講習時間の短縮や出前（集団）指導会などして受講者の参加に苦心しているが、依然として少ないようである。リスクアセスメントの重要性を定性的な言葉だけでなく定量的に具体的な事例やデータ等をもとに示すことができないか。
- ・ 林業におけるリスクアセスメントの集団指導会の受講者数は、目標を大きく上回ったものの、木材製造業における受講者数は、目標を下回り、実施に当たっての工夫が必要である。
- ・ リスクアセスメントは作業場所が変化する林業より、作業場所が固定している木材・木製品製造業のほうが受け入れやすいと考えていたが、木材・木製品のほうが集団指導会の参加状況が低調である。29年度においては、出前指導会を実施するなど工夫が見られた。林業に関する記述と思われるが、「業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業」の項でも「リスクアセスメントの定着に興味を示した事業場が少なかった」旨の報告や、「安全衛生教育等の実施と資格取得の促進」の項でリスクアセスメント実務研修が低調である実績もあり、リスクアセスメントについて業界全体に理解がいきわたるにはもう少し時間が必要かもしれない。木材・木製品製造業に係る出前指導会等の継続実施を望む。などの意見・提言があった。

イ 労働災害防止特別活動推進事業（平成29年度事業計画及び事業実績Ⅰ-2）

（ア）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

- ・特殊健診受診者の実績は、昨年比315名増の19,344人であった。1年間未受診者への勧奨（0.9%改善）、3年間未受診率は0.6%改善し、目標の10%以内の達成まであと一步と受診率向上に向けた地道な事業展開を評価したい。

との評価を受けた。

（3）自主事業について

自主事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

ウ 安全衛生教育支援事業（平成29年度事業計画及び事業実績Ⅱ-3）

（ア）安全衛生教育等の実施と資格取得の促進

- ・講習会等の受講生は、平成28年度は39,033人であったのに比し、平成29年度はほぼ横ばいの38,455人であった。本部における「講師養成研修」、安全衛生教育情報の提供等取組強化が図られた。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・29年度の技能講習受講者は28年度実績を下回り、安全衛生特別教育受講者は28年度を上回っている。中長期で見なければいけないが、木材・木製品製造業において取組が低調であるとしたら、リスクアセスメントでの懸念もあり、林災防として再検討をする必要があるかもしれない。

（イ）図書・安全衛生用具等の普及

- ・チェーンソー作業と刈払機作業のテキストに映像配信のQRコードを付加し内容の充実を図っており、主要テキストとして一層有用なものになった。前年度同様、自主事業として収益面でも貢献している。

との評価を受けた。

（ウ）月刊情報誌「林材安全」の編集・発行

- ・林材業関係の人口減の中、発行部数を最小限に止めている。業界唯一の専門誌として多少の収益性を度外視して、これからも継続的に制作・発刊に努力してほしい。
- ・月刊情報誌「林材安全」は、林材業労災防止協会の機関誌として、その普及と広報に役立っている。記事の内容からすると長い連載記事が多くマンネリの感がある。

などの意見・提言があった。

（エ）労働安全・労働衛生標語の募集

- ・労働安全・労働衛生標語の募集についての工夫、ポスター発行についての写真版の作成など工夫がみられ、部数も順調に販売されているなど評価できる。

との評価を受けた。

(オ) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催

- ・ 災防規程の改訂版の発行並びに解説版の発行において検討したことは評価できる。また5年を経過した車両系の特別教育についてのテキストの見直し、かかり木処理に関するテキストの見直しについての検討を審議していることなど評価できる。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・ 毎年既存のテキストの改訂を中心に発刊を行っているが、年度毎、どの関連項目のテキストを取り上げるのかを決めているのか。時代に即応し、しかも先を予想し数年を見越した計画の中で、どの種のテキストを発刊するか等の検討が必要と思われる。

(カ) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

- ・ 前年度とほぼ同様に推移している。安全衛生教育の講師の資格や免許状等の認定はどの様になっているのか。

との意見・提言があった。

エ 安全衛生対策支援事業（平成29年度事業計画及び事業実績Ⅱ-4）

(ア) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施

- ・ 平成25～28年に発生した林業及び木材製造業等死亡労働災害を分析し、結果を踏まえた再発防止対策をまとめた冊子の配布、「今日の作業ポイント」カード(小冊子)、熱中症対策リーフレット作製等を通じて死亡労働災害防止に貢献した。
- ・ 労働行政と連携した合同現場パトロール、林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策、林業STOP! 熱中症クールワークキャンペーン等、きめ細かい対応がされている。林業においては、死亡災害は1名減少にとどまったが、休業4日以上死傷災害は247名の大幅減につながったものと評価できる。さらに、5カ年計画最終年度として、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成し、本部から直接会員事業場に送付し、類似災害防止の取組を徹底したことも評価できる。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・ 第12次労働災害防止計画目標に対し、災害防止対策の冊子、あるいは「今日の作業ポイント」カード(小冊子)を作成し会員に配布、など熱心に啓蒙運動をしたことは評価できる。死亡事故が減らないのはなぜか、追求すべき課題である。
- ・ 第12次労働災害防止計画の最終年に当たり労働災害防止対策にいろいろと取り組んできたが、災防計画の目標である死亡者数36人以下の数値

目標は達成されなかった。新たな防災計画に向けて、労働災害防止対策に一層の努力強化が望まれる。

(イ) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

- ・ 防災規程及び同規程の変更等についてリーフレット等により普及に努めるとともに集団指導、パトロール等により同規程の遵守徹底の指導に努めた。

との評価を受けた。

(ウ) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

- ・ 林材業労働災害防止月間の設定と全国安全週間を設定し、定期的に作業者等に安全意識を喚起することは有効である。平成29年度は特に死亡事故が多発したことから、全会員事業場に緊急死亡撲滅に向けた取組を通知、講習、パトロールにより取り組んだことなど評価できる。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・ 安全パトロールは会員だけでなく、他の機関との連携が効果ある。安全パトロール員（安全衛生指導員）の養成は必要ないか。

(エ) 労働災害情報の収集分析と提供

- ・ 死亡災害事例速報（随時）、労働災害発生状況速報（毎月）の発行等、定期的に災害統計等の情報を提供することは事業者への注意喚起等意義が大きい。もちろん、この分析に基づき、緊急警報発令等の諸対策に結びついており、大事な仕事であると評価できる。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・ 労働災害情報の収集と広報については、よくやっていると感じられる。災害事例の分析もしているが、結果について活用を積極的に実施すべきではないか。
- ・ 労働災害の情報提供は労働災害防止対策の一丁目一番地である。情報収集はできる限り現地検証等を行い、より正確なものが望まれる。

(オ) 全国林材業労働災害防止大会等の開催

- ・ 28年度の香川大会には及ばなかったが、目標数にほぼ近い参加者を得るなど第54回大会（滋賀）を成功させたことは大いに評価できる。参加者のアンケート結果でも概ね高い評価を受けており、事業目的は達成されている。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・ マンネリズムにならないように大会ごとに特色を出すことが望まれる。

(カ) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

- ・ 例年同様、事業計画どおり実施された。優良表彰事業場や個人表彰者

を逐次情報誌等で紹介し、より多くの人たちの励みになるものにした  
い。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・各事業者がエンカレッジされるような表彰制度であってほしい。

オ 組織体制、事業運営の整備強化（平成29年度事業計画及び事業実績Ⅱ-5）

（ア）協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

- ・支部運営資金の承認交付、改正会計規定に基づく、本部・支部会計の統一化に係る会計指導の実施等支部へのガバナンスに関する体制が整えられつつある状況について評価できる。

との評価があった。

（イ）理事会・総代会等の開催

- ・理事会・総代会等は開催数を限定せず、必要に応じて開催し、事業計画、事業予算等協会運営の整備強化に対処されたい。

との意見・提言があった。

（ウ）情報セキュリティ対策の推進

- ・情報セキュリティ対策に係る教育訓練、監査等の実施により、セキュリティの向上が図られているものと推察する。

との評価を受けた。しかしながら、次の意見・提言があった。

- ・電子的な手段を利用した情報のやり取りが多い当世の情報社会では、安全性や信頼性の確保に当該事業は不可避なものである。組織においては、様々な情報セキュリティ上のリスクに対して対策の方針や規則が必要であり、情報セキュリティマネジメントを確実に実行する体制が必要となる。

○ **委員会開催の経過**

- (1) 第1回委員会（平成30年7月19日（木）開催）  
平成29年度実施事業説明、平成30年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会（平成30年12月7日（金）開催）  
個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

○ **委員名簿**

井上 源基（国立大学法人 鹿児島大学 客員教授）

片平 成行（静岡県林業技術者協会 会長）

川喜多 進（日本合板工業組合連合会 専務理事）

喜多山 繁（国立大学法人 東京農工大学 名誉教授）

○小林 洋司（国立大学法人 東京大学 名誉教授）

只野 祐（公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事）

宮下 和久（公立大学法人 和歌山県立医科大学 学長）

・五十音順、○印は委員長

(参 考)



# 平成29年度事業計画及び事業実績

## 【I 補助事業】

事業	事業計画	事業実績	実績															
1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	<p><b>(1) 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業</b>                      林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると26.18（平成27年）と全産業の2.90（同）と比べ非常に高く、年千人率で見ても全産業の2.2（同）に対し27.0（同）と同様に高い。労働災害の重さの程度を強度率で見ると3.97（同）と全産業の0.17（同）と比べ非常に重い状態である。また、木材製造業は、強度率は0.14（同）と製造業の0.20（同）を下回っているが、度数率を見ると5.37（同）と製造業の2.45（同）と比べ高く、年千人率を見ても11.2（同）と製造業の2.9（同）と比べ非常に高い状態であることから、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図ることが必要である。加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し企業・業界団体等に対して、労働災害防止に関する技術的な指導を行うとともに、企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導を行うことを目的とする。</p> <p>ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援                      ・安全管理士等が企業・業界団体等に対する技術指導を実施</p> <p>イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導（年間）                      (ア) 安全管理士等による集団指導の実施                      (イ) 安全管理士等による現場安全パトロールの実施                      (ウ) 安全衛生教育支援                      (エ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p> <p>ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上                      (ア) 集団指導の実施                      (イ) 労働災害発生事業場への現場安全パトロール等による個別指導                      (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p> <p>エ 林材業労働災害防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業</p>	<p><b>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</b>  <b>(1) 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業</b>                      林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において、他の産業に比べ突出して高くなっていることから、安全管理士等を活用し、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。                      また、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、小規模零細事業場へ集中指導を行い安全衛生水準の向上に向けた取組を行った。                      ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援指導                      平成29年度は、日本製紙株式会社と王子木材緑化株式会社に対して「林材業の企業・団体に対する安全衛生活動の技術支援事業を実施した。                      日本製紙株式会社は本社に全国の支店及び各地区のリーダー等を集めて開催した「営林担当者会議」に本部の安全管理士が出席し、林業に関わる技術支援として「安全衛生活動推進リーダーの役割等について」を指導した。                      また、本部は地方安全管理士等が集団指導で使用する資料等を作成するとともに、労働災害の発生状況に関わる情報提供を行った。                      イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導（年間）                      駐在安全管理士等が日本製紙株式会社と王子木材緑化株式会社の出先機関及び下請け事業場で構成する地区連絡協議会等に積極的に参画し、年間安全衛生計画の作成に関わる指導助言を行った。                      また、日本製紙株式会社及び王子木材緑化株式会社の出先機関等が計画的に実施する集団指導、安全パトロール、個別指導及びリスクアセスメントフォローアップに安全管理士等が積極的に参加し、技術的な支援を行った。特に、災害の多い立木伐採作業を実施している現場では、労働災害防止に関わる作業手順、作業方法等、技術的な指導を行った結果、好評を得たところである。                      日本製紙株式会社及び王子木材緑化株式会社に対する主な技術支援は次のとおり</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>日本製紙株式会社</th> <th>王子木材緑化株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全衛生教育を含めた集団指導</td> <td>7回 47事業場</td> <td>2回 8事業場</td> </tr> <tr> <td>個別指導</td> <td>8事業場</td> <td>7事業場</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>8事業場</td> <td>4事業場</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントフォローアップ</td> <td>2事業場</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	日本製紙株式会社	王子木材緑化株式会社	安全衛生教育を含めた集団指導	7回 47事業場	2回 8事業場	個別指導	8事業場	7事業場	安全パトロール	8事業場	4事業場	リスクアセスメントフォローアップ	2事業場	—
実施項目	日本製紙株式会社	王子木材緑化株式会社																
安全衛生教育を含めた集団指導	7回 47事業場	2回 8事業場																
個別指導	8事業場	7事業場																
安全パトロール	8事業場	4事業場																
リスクアセスメントフォローアップ	2事業場	—																

# 【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	績																					
<p>・労働災害発生状況の把握と分析            [支部]            支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。            ア 安全管理士等を活用した業界全体の技術指導に係る協力            イ 安全管理士等を活用した事業場の安全パトロール、集団指導等            ・事業場に対する集団指導、個別指導について連携して実施する。  <b>【業務目標】</b>            ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援（2企業・団体）            イ 企業傘下の事業場に対する指導（1企業・業界団体当たり10事業場以上）            ウ 集団指導（150回以上）            エ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施（330回以上）            オ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（150回以上）</p> <p><b>(2) 林材業における労働災害再発防止対策事業</b>            「防災計画」は平成29年度が最終年度であることから、死亡労働災害の目標値である「平成29年度において、36人（林業31人、木材製造業5人）を下回ること」の達成を目指す。            このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施してきた「林業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士等による当該支部との連携した取り組み、また、安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導により、一層実効性のある労働災害防止対策を実施することを目的とする。            ア 林業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施            (ア) 緊急集団指導の実施            (イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導            (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言            (エ) その他、林業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策の実施            イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導</p>	<p>ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール等による個別指導及び集団指導等の取り組み</p> <table border="1" data-bbox="319 208 539 1167"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>業務目標</th> <th>実施都道府県</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール等による個別指導</td> <td>330回以上</td> <td>41都道府県</td> <td>363回</td> </tr> <tr> <td>集団指導</td> <td>150回以上</td> <td>39都道府県</td> <td>245回</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ</td> <td>150回以上</td> <td>23都道府県</td> <td>57回</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 林材業労働災害防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業専門調査員から死亡労働災害発生状況の把握と分析については、20回実施した。            オ 専門調査員の技術指導レベルの充実を図るため、全国7ブロックで地方駐在安全管理士によるブロック別会議を7月～9月に実施した。</p> <p><b>(2) 林材業における労働災害再発防止対策事業</b>            死亡労働災害が地域で多発した場合には、発生地域での重点的かつ集中的な労働災害防止対策が必要である。このため、当該発生地区の支部に「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく警報の発令を行い、本部（安全管理士、専門調査員）、支部（分会）及び関係行政機関等が一体となり、現場安全パトロール、緊急集団指導会の開催等効果的な労働災害防止のための活動を実施することにより、再発防止対策の徹底を図った。            ア 林業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施            (ア) 発令支部            ・林業            北海道支部(3回)、宮崎県支部(2回)、岩手県支部(2回)、鹿児島県支部、岐阜県支部、高知県支部、青森県支部、愛知県支部の8支部            ・木材製造業            広島県支部、奈良県支部、三重県支部、岐阜県支部の4支部</p> <table border="1" data-bbox="1248 241 1347 1043"> <thead> <tr> <th>平成29年度の警報発令支部</th> <th>林業</th> <th>木材製造業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8支部12回</td> <td>4支部 4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 支部の取組            ・支部長名により会員事業主に対して通知をするともに、死亡労働災害が発生した事業場に対</p>	実施項目	業務目標	実施都道府県	実施回数	現場安全パトロール等による個別指導	330回以上	41都道府県	363回	集団指導	150回以上	39都道府県	245回	リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	150回以上	23都道府県	57回	平成29年度の警報発令支部	林業	木材製造業		8支部12回	4支部 4回
実施項目	業務目標	実施都道府県	実施回数																				
現場安全パトロール等による個別指導	330回以上	41都道府県	363回																				
集団指導	150回以上	39都道府県	245回																				
リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	150回以上	23都道府県	57回																				
平成29年度の警報発令支部	林業	木材製造業																					
	8支部12回	4支部 4回																					

## 【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績															
<p>(ア) 集中指導マニュアル書の作成            (イ) チェックリストの作成            (ウ) 林業・木材製造業事業場に対する教育教材の提供            (エ) 集中指導を行った事業者に対するアンケート調査の実施            (オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップのための助言・指導            [支部]            林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づき労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。            ・安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。</p> <p>【業務目標】            ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導 (12事業場以上)            イ 集団指導 (24回以上)            ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施 (24回以上)            エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ (12回以上)</p>	<p>する指導を集中的に行なった。            ・労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道機関に対して報道を要請した。            ・関係行政機関と連携して現場安全パトロールと一斉自主点検を実施した。            ・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を実施し、会員事業場等の安全意識の高揚を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>449事業場</td> </tr> <tr> <td>緊急集団指導会の開催</td> <td>72回</td> </tr> <tr> <td>ポスター掲示</td> <td>1,114箇所</td> </tr> <tr> <td>のぼり旗の設置</td> <td>818箇所</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実績	現場安全パトロール	449事業場	緊急集団指導会の開催	72回	ポスター掲示	1,114箇所	のぼり旗の設置	818箇所	<p>(ウ) 警報発令した際に掲示するポスター及びのぼり旗は、平成26年に作成してから3年を経過したことから、それまでポスター及びのぼり旗それぞれ種類であったデザインを一新し、ポスターは林業と木材製造業の2種類とし、のぼり旗は林業5種類、木材製造業は3種類に増やし、警報発令支部へ配付した。            また、支部の取組時期を早めるため、厚生労働省が災害速報値を発表した翌日から警報発令に係る取組が実施できるよう要綱の一部を変更した。            イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導            安全管理士の活用による、重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導を実施するため、集中指導マニュアル書及びチェックリストを作成し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性のある労働災害防止対策を実施した。</p>					
実施項目	実績																
現場安全パトロール	449事業場																
緊急集団指導会の開催	72回																
ポスター掲示	1,114箇所																
のぼり旗の設置	818箇所																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>業務目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集中指導事業場数</td> <td>12 事業場</td> <td>13 事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導回数</td> <td>24 回以上</td> <td>12 回</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール等による個別指導回数</td> <td>24 回以上</td> <td>40 回</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントフォローアップ</td> <td>12 回以上</td> <td>8 回</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	業務目標	実績	集中指導事業場数	12 事業場	13 事業場	集団指導回数	24 回以上	12 回	安全パトロール等による個別指導回数	24 回以上	40 回	リスクアセスメントフォローアップ	12 回以上	8 回
実施項目	業務目標	実績															
集中指導事業場数	12 事業場	13 事業場															
集団指導回数	24 回以上	12 回															
安全パトロール等による個別指導回数	24 回以上	40 回															
リスクアセスメントフォローアップ	12 回以上	8 回															

【 I 補助事業】

事業計画	実績	績																
<p><b>(3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</b></p> <p>近年の林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率において、他の産業に比べ突出して高くなってきている。</p> <p>このため、平成27年度から林業向けの実践的リスクアセスメント手法に関する集団指導会を開始し、また、平成28年度からは木材製造業向けの実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、この実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業主、安全管理担当者及び労働者を対象に集団指導会を実施する。</p> <p>平成28年度では、木材製造業向け実践的リスクアセスメント導入に係る集団指導会の参加者が少ない状況にあったが、これは、事業場の代表者又は安全管理担当者等が、製造ラインを止めることができないとの理由から、1人の参加に止まったことによるものである。さらに、近年の木材加工工場においては、1人作業(単独作業)が多くなってきている。</p> <p>このような状況を踏まえ、多くの労働者が集団指導を受講し、各事業場において定着を図るために、木材製造業であって10名以上参加できる場合は、当該事業場に出張して行う出前(集団)指導会を新たに導入する。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について指導・援助を行う。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>47都道府県支部において、集団指導会を開催する。</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>(イ) 集団指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1日間(4時間程度)として、以下の内容を軸に実施する。</p> <p>a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント手法の定着</p> <p>b 災害事例の紹介</p> <p>イ 出前(集団)指導会の開催</p> <p>47都道府県支部において、出前(集団)指導会を開催する。</p> <p>(ア) 出前(集団)指導会受講対象者</p> <p>木材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>(イ) 出前(集団)指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1日間(3時間程度)として、以下の内容を軸に実施する。</p>	<p><b>(3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</b></p> <p>近年の林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において他の産業に比べ突出して高くなってきている。</p> <p>このため、平成27年度から林業、平成28年度から木材製造業のリスクアセスメント集団指導会を実施してきた。</p> <p>木材製造業のリスクアセスメント集団指導会については、製造ラインを止めることができないこと等の理由から、受講者数が目標を下回ったため、多くの作業場が集団指導を受講できるように10名以上受講できる場合は、当該事業場に出張して行う出前(集団)指導会を平成29年度に新たに導入して実施した。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>全国47都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を開催し、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。</p> <p>イ 出前(集団)指導会の開催</p> <p>木材製造業については、受講を希望する事業場に向いて行う出前(集団)指導会を実施した。また、午前又は午後の半日で講習が終了するように、カリキュラムを1日間(3時間程度)に短縮して演習を実施した。</p> <p>ウ 林業リスクアセスメント集団指導会</p> <p>林業リスクアセスメント集団指導会は3年目となり、2度受講する者が出てきたことから、それらの者に対しては、新たに演習事例のテキストを作成し、リスクアセスメントの基礎知識及び記録書の利用方法の講習を省略して、受講時間を240分から150分に短縮できるように集団指導会実施要領を変更した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>集団指導会</th> <th>業務目標</th> <th>実施回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会</td> <td>1,000名</td> <td>38回</td> <td>515名</td> </tr> <tr> <td>出前集団指導(木材製造業版)</td> <td>1,000名</td> <td>31回</td> <td>382名</td> </tr> <tr> <td>実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会</td> <td>1,000名</td> <td>83回</td> <td>2,564名</td> </tr> </tbody> </table>	集団指導会	業務目標	実施回数	受講者数	実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会	1,000名	38回	515名	出前集団指導(木材製造業版)	1,000名	31回	382名	実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会	1,000名	83回	2,564名
集団指導会	業務目標	実施回数	受講者数															
実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会	1,000名	38回	515名															
出前集団指導(木材製造業版)	1,000名	31回	382名															
実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会	1,000名	83回	2,564名															

## 【 I 補助事業】

事 業 計 画	実 績
<p>a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント手法の定着 b 災害事例の紹介</p> <p>[支部]            集団指導会及び出前（集団）指導会について、47都道府県支部において、会員等に対し勸奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。            ア 出席者数について            集団指導会は1回20名以上を目標とし、出前（集団）指導会を実施する場合は1回10名以上とする。            イ 受講対象者について            a 集団指導会            林業及び木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者            b 出前（集団）指導会            木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者            ウ 実施方法            集団指導会実施要領に基づき実施する。</p> <p>【業務目標】            ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施（受講者数 1,000名以上）            イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前（集団）指導会の実施（出前回数1支部2箇所以上、受講者数1,000名以上）            ウ 林業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施（受講者数 1,000名以上）</p>	<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）            (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業            ア 林業チェーンソー取扱労働者健康促進事業の実施            ① 未受診労働者のより一層の受診向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりデータベースに登録されている事業場における雇用労働者の継続的な変動調査を含む健診状況の把握を行うとともに、「新規にシフト登録する事業場に対する調査」により、新たなチェーンソー取扱事業場・労働者の把握を行った。            当該調査結果に基づき平成28年度未受診労働者を雇用する事業場に対して受診勧奨を行うとともに、3年以上未受診労働者に対し、個別に受診勧奨文「振動特殊健康診断受診のすすめについて」に基づき、受診勧奨を行った。併せて、1年以上未受診者が在籍している事業場への受診勧奨を行った。</p>
<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）            (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業            ア 林業チェーンソー取扱労働者健康促進事業            チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理            に対して受診勧奨を行う。            (ア) チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握            (イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健診未受診労働者を把握した            (ウ) (ア)及び(イ)の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者への受診勧奨・指導            場合におけるチェーンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導            イ 林業巡回特殊健康診断事業            支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡</p>	<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）            (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業            ア 林業チェーンソー取扱労働者健康促進事業の実施            ① 未受診労働者のより一層の受診向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりデータベースに登録されている事業場における雇用労働者の継続的な変動調査を含む健診状況の把握を行うとともに、「新規にシフト登録する事業場に対する調査」により、新たなチェーンソー取扱事業場・労働者の把握を行った。            当該調査結果に基づき平成28年度未受診労働者を雇用する事業場に対して受診勧奨を行うとともに、3年以上未受診労働者に対し、個別に受診勧奨文「振動特殊健康診断受診のすすめについて」に基づき、受診勧奨を行った。併せて、1年以上未受診者が在籍している事業場への受診勧奨を行った。</p>

【 I 補助事業】

事業	計画	実績	業績
<p>回特殊健康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。 ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨 労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を 行い、受診勧奨等を進めるよう支部を指導する。 [支部]</p>	<p>ア 林業チェンソー取扱労働者の振動障害特殊健診に関し、チェンソー 取扱事業場及びその労働者を個々に把握するとともに、各支部職員、支部 長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チ ェンソー取扱労働者調査員により、未受診労働者を雇用する事業場及び 未受診労働者に対し、電話照会、文書照会及び訪問調査等で受診指導、勧 奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p>また、平均的な林業事業場よりチェンソー取扱労働者数が多い森林組合の受診向上を図るた め、受診率の低調な森林組合に対し受診勧奨の強化も図った。</p>	<p>また、平均的な林業事業場よりチェンソー取扱労働者数が多い森林組合の受診向上を図るた め、受診率の低調な森林組合に対し受診勧奨の強化も図った。</p>
<p>イ 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告するとともに、公共広 報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとする チェンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施する。 また、健診結果に基づき適正な健康管理並びに振動障害の防止について、 事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険 制度の周知を図る。</p>	<p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び 未受診事業場への受診勧奨を進める。 【業務目標】 ア 林業チェンソー取扱労働者健診促進事業 (ア) チェンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 (イ) チェンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握 (ウ) 事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導 (約 3,300 事業場) (エ) チェンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の勧奨・指導 イ 林業巡回特殊健康診断事業 (ア) 健診助成対象者数 18,000人 (イ) 1年間特殊健診未実施者のいる事業場の未受診率が50%以内及び3年間 特殊健診未受診労働者の未受診率が10%以内を目標とする。</p>	<p>② 長期未受診事業場の受診率向上を図るため、未受診率10%以上の21支部では、指導員及び調査 員等を活用し受診勧奨の強化を図った。 3年間未受診者のいる事業場数及び未受診労働者の推移 (減少傾向)</p>	<p>② 長期未受診事業場の受診率向上を図るため、未受診率10%以上の21支部では、指導員及び調査 員等を活用し受診勧奨の強化を図った。 3年間未受診者のいる事業場数及び未受診労働者の推移 (減少傾向)</p>
<p>イ 労働基準行政との連携 厚生労働省幹部との意見交換会において、チェンソー取扱労働者を使用する事業者に対する 巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼した結果、「平成30年度地方労働行政運 営方針」において、林業等における振動障害の防止が都道府県労働局の取組推進事項として取り 上げられた。</p>	<p>イ 林業巡回特殊健康診断事業の実施 ① 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編制して巡回健診を行うことにより受診 機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。 また、健診促進事業に登録されている事業場 (約3,300事業場) に対しては、特殊健康診断の 通知、受診勧奨文を送付し当該事業の周知を図った。</p>	<p>林業チェンソー取扱登録事業場数 (平成29年度末) 3,246事業場 林業チェンソー取扱登録労働者数 (平成29年度末) 28,904人 特殊健診受診勧奨事業場数 (平成29年度全員が受診した事業場数) 746事業場 特殊健診受診勧奨事業場数 (平成29年度1年間未受診者のいた事業場数) 2,500事業場 特殊健診受診勧奨労働者数 (3年以上未受診) 2,770人</p>	<p>林業チェンソー取扱登録事業場数 (平成29年度末) 3,246事業場 林業チェンソー取扱登録労働者数 (平成29年度末) 28,904人 特殊健診受診勧奨事業場数 (平成29年度全員が受診した事業場数) 746事業場 特殊健診受診勧奨事業場数 (平成29年度1年間未受診者のいた事業場数) 2,500事業場 特殊健診受診勧奨労働者数 (3年以上未受診) 2,770人</p>
<p>★平成29年度の3年以上未受診者数は2,770人であり、平成25年度と比較すると▲597人</p>	<p>イ 特殊健診受診勧奨事業の実施 ① 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編制して巡回健診を行うことにより受診 機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。 また、健診促進事業に登録されている事業場 (約3,300事業場) に対しては、特殊健康診断の 通知、受診勧奨文を送付し当該事業の周知を図った。</p>	<p>3年間以上未受診者数 3,367人 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 事業場数 1,042事業場 998事業場 963事業場 974事業場 927事業場 3年間以上未受診者数 3,367人 3,285人 3,116人 2,968人 2,770人</p>	<p>3年間以上未受診者数 3,367人 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 事業場数 1,042事業場 998事業場 963事業場 974事業場 927事業場 3年間以上未受診者数 3,367人 3,285人 3,116人 2,968人 2,770人</p>
<p>イ 林業巡回特殊健康診断事業の実施 ① 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編制して巡回健診を行うことにより受診 機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。 また、健診促進事業に登録されている事業場 (約3,300事業場) に対しては、特殊健康診断の 通知、受診勧奨文を送付し当該事業の周知を図った。</p>	<p>イ 林業巡回特殊健康診断事業の実施 ① 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編制して巡回健診を行うことにより受診 機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。 また、健診促進事業に登録されている事業場 (約3,300事業場) に対しては、特殊健康診断の 通知、受診勧奨文を送付し当該事業の周知を図った。</p>	<p>特殊健診受診者数 19,344人 (振動障害特殊健診実施状況調査による) 上記のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 17,425人 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</p>	<p>特殊健診受診者数 19,344人 (振動障害特殊健診実施状況調査による) 上記のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 17,425人 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</p>
<p>② 都道府県支部における林業巡回特殊健康診断の実施予定を協会ホームページ、情報誌「林材安 全」に掲載して、特殊健診の周知を図った。</p>	<p>② 都道府県支部における林業巡回特殊健康診断の実施予定を協会ホームページ、情報誌「林材安 全」に掲載して、特殊健診の周知を図った。</p>	<p>② 都道府県支部における林業巡回特殊健康診断の実施予定を協会ホームページ、情報誌「林材安 全」に掲載して、特殊健診の周知を図った。</p>	<p>② 都道府県支部における林業巡回特殊健康診断の実施予定を協会ホームページ、情報誌「林材安 全」に掲載して、特殊健診の周知を図った。</p>

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績					達成状況	
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
③ 林業巡回特殊健康診断受診者数・受診率の推移  ※ 平成29年度巡回特殊健診の件数減は、福島支部における件数減(▲473人)が主な要因であり、これは県の補助金と林災防の補助金を併せて特殊健診の助成を行っていたが、支部監査において二重補助との指摘を受け、結果巡回特殊健診よりも助成率が大きい県の補助のみに切り替えた事によるもの。 振動障害特殊健診実施状況調査による特殊健診受診者数は、19,344人と昨年度比315人増となっている。 ウ 事業の実績 ア-①に記載の3年以上未受診者及び1年間未受診労働者を雇用する事業場への受診勧奨、ア-②に記載の長期未受診者事業場への受診勧奨、ア-③に記載の労働基準行政との連携など受診率の向上を進めた結果、事業目標に掲げた健診対象者及び未受診者等の実績は以下のとおりである。 「健診助成対象者数(18,000人)」については、計画目標を1,000人増として目標をめざしたが、一部支部において県助成への切替えがあったことなどもあり、目標値は未達成であった。 「1年間未受診者のいる事業場の未受診率50%以内」については、28年度に比べ、41事業場減少して未受診率は59.2%(0.9ポイント)改善したものの、目標値は未達成であった。 「3年間未受診労働者の未受診率10%以内」については、28年度に比べ198人減少して未受診率は10.8%(0.6ポイント)したものの、目標値は未達成であった。	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
	台帳登録労働者数	30,123人	29,743人	29,545人	29,402人	28,904人	
	巡回特殊健診受診者数(助成対象者)	17,070人	17,428人	17,669人	17,921人	17,425人	
	受診率	56.7%	58.5%	59.8%	61.0%	60.3%	
29年度事業目標	目標値	実績	達成状況				
①健診助成対象者数 18,000人	18,000人	17,425人 (96.8%)	未達成				
②1年間未受診者のいる事業場の未受診率50%以内 (台帳登録事業場数 3,096)	1,548事業場 (50%)	1,835事業場 (59.2%)	未達成				
③3年間未受診労働者の未受診率10%以内 (台帳登録労働者数 25,746人)	2,575人 (10%)	2,770人 (10.8%)	未達成				

## 【 I 補助事業】

### 【評価委員の意見等】

#### (業界全体の安全衛生活動底上げにかか事業)

- 1 企業あたり10事業場以上の目標に対し、個別指導および安全管理士等により目標を上回る現場安全パトロール、個別指導の実績は評価できる。リスクアセスメントのフォローアップの更なる取組を期待する。
- 林業・木材製造業は作業者が高速回転する刃物のそばで作業することが多く、労働災害が他業種に比べて多い傾向がある。労働災害防止の活動は着実に進んでおり、想定通りの業績を上げつつある。
- 企業の自主的技術支援事業における事業所指導を積極的に行った。安全管理士の集団指導等についても目標を大きく上った。
- 安全管理士等による現場安全パトロール等による個別指導、集団指導実施回数は目標を大きく上回り、このような活動が平成29年の休業4日以上16%減少の背景にあるものと考えられ、大いに評価できる。上半期における死亡災害発生状況を分析し、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成しているが、これが集団指導、個別指導において類似災害防止の取組に活用されたことなども大いに役立ったのではなかろうか。
- 業界全体の労働災害撲滅の成果を上げるため、非会員を含め、安全管理士による安全衛生水準向上に鋭意努力したことが認められる。
- 安全管理士等が行う事業場の個別指導及び集団指導の取組では、リスクアセスメント定着に向けたフォローアップの実施回数が目標より下回り、企業・業界団体参加の事業指導でもリスクアセスメントフォローアップの指導要請は少ない。リスクアセスメントの必要性をさらに喚起していくことが求められる。
- 系列事業体、発注先による指導は効果がある。国有林における技術、発表なども参考になるのではないか。

#### (林材業における労働災害再発防止対策事業)

- 林材業における死亡災害防止のための災害多発警報の発令強化、現場安全パトロール、緊急集団指導会、ポスター等による啓発等の活動強化がなされた。災害発生した小規模事業場への集中指導も行われているが、更なる実績の積み重ねが期待される。
- 死亡労働災害多発警報の発令や意識向上のポスター掲示やのぼり旗の設置などの活動に尽力した。
- 死亡労働災害多発警報を積極的、効果的に発令し、再発防止対策を徹底した。警報発令に係る要綱を改正、安全管理士のための集団指導マニュアルチェックリストを作成し、一層実効性のある防止対策を実施した。
- 現場安全パトロール、ポスター掲示、のぼり旗設置など労働災害再発の啓蒙に力を入れて、実行、それなりに成果があったと思うが、実際に成果にどうだったのか、結果の追求が必要ではないか。
- 今年度、新たに発足した事業のようであるが、「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施」や「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組」の事業内容とほぼ類似している。
- 林業における平成28年死亡者数41名、29年40名、木材・木製品製造業では平成28年死亡者数9名、29年6名と29年は対前年比微減であったのに、死亡労働災害多発警報発令回数が増えている。

#### (実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業)

- 実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会の受講生については、林業については、かなり興味を持った受講生も多くあったようですが、これに比して木材関係については不熱心なようである。やり方等の工夫がいるのではないか。
- 木材製造業のリスクアセスメントの集団指導会では講習時間の短縮や前（集団）指導会などとして受講者の参加に苦心しているが、依然として少ないようである。リスクアセスメントの重要性を定性的な言葉だけでなく定量的に具体的な事例やデータ等をもとに示すことができなにか。
- 木材製造業、林業におけるリスクアセスメントの集団指導会は、目標を大幅に上回ったが、集団指導会は、目標より少ない人数にとどまった。取組強化が求められる。
- 林業の参加者は多いが、木材製造業の参加者は少ない。木材製造業からの教育ニーズの掘り起こしが必要である。



## 【 I 補助事業】

### 【評価委員の意見等】

○事業体内での下部への進展（ヒヤリハット→KY→リスクアセスメント）が必要である。  
○林業に於けるリスクアセスメントの集団指導会の受講者数は、目標を大きく上回った。木材製造業における受講者数は、目標を下回り、実施に当たったの工夫が必要である。  
○リスクアセスメントは作業場所が変化する林業より、作業場所が固定している木材・木製品製造業のほうが集団指導会の参加状況が低調である。29年度においては、出前指導会を実施するなど工夫が見られた。林業に関する記述と思われるが、「業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業」の項でも「リスクアセスメントの定着に興味を示した事業場が少なかった」旨の報告や、「安全衛生教育等の実施と資格取得の促進」の項でリスクアセスメント実績もある実績もあり、リスクアセスメントについて業界全体に理解がいきわたるにはもう少し時間が必要かもしれない。木材・木製品製造業に係る出前指導会等の継続実施を望む。

### （振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業）

- 振動障害予防のための特殊健診の受診促進が目的であるが、助成対象者18,000人、事業場の未受診率、3年間未受診労働者の未受診率、これらについては目標に達したのではないかと思われる。
- 受診者の実績は、昨年比315名増の19,344人であった。1年間未受診者の10%改善し、目標の10%以内の達成まであと一歩と受診率向上に向けた地道な事業展開を評価したい。
- ほぼ想定通りの受診者が受診した。
- 特殊健診受診者数が増大し、未受診率も改善した。
- 受診者数の実績は目標に対してはほぼ達成されている。事業費用の内容は定かでないが、補助事業とはいえ例年決算額の取支差が大きい。
- 使用機械との関係はどうか。以前と比べて、機械、目立はかなり良くなっている。
- チェーンソーの改良等の成果として、林業における振動障害新規労災認定者数は長期的には減少傾向にあり、直近でも、平成25年45人、26年44人、27年41人、28年35人であり、現在では、振動障害というと建設業の職業病という感もある。しかしながら、完全に克服したわけでもなく、特殊健診の実施、その結果に基づく作業時間制限、作業転換等の対策の徹底が必要であり、未受診者の一掃をさらに進めていく必要がある。3年以上未受診者のいる事業場及び未受診者数の推移は年々改善しているが、事業場数において3割弱、労働者数において1割弱あり、これらに対する勧奨回数を増やすとか何らかの改善のスピードを上げる取組を期待したい。

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績																																																
<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b>  <b>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b>            労働安全衛生法に基づき、技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。            また、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発第1207第4号）」（以下「ガイドライン」という。）において示された伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）を当該対象者に対し、5年ごとに実施する。            （注）能力向上教育とは、「安全衛生教育に関する指針（平成元年5月22日付け安全衛生教育指針公示第1号）の別表14で定めるチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育をいう。            [支部]            ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。            (ア) 技能講習            (イ) 安全衛生特別教育            (ウ) ガイドラインで示された安全衛生教育に関する指針に基づく能力向上教育の徹底            (エ) 林業架線作業主任者免許取得講習            (オ) 労働基準局長通達に基づく教育            イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実にも努める。            ウ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策事業等への実施協力            地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等に関する事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。            ・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対策等関係教育など</p>	<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b>  <b>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b>            労働安全衛生法に基づき、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供するともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。            ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施支部数</th> <th>受講者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 木材加工用機械作業主任者</td> <td>34</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td>b はい作業主任者</td> <td>8</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>c 小型移動式クレーン運転（1 t以上5 t未満）</td> <td>4</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>d フォークリフト運転（1 t以上）</td> <td>6</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>e 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転</td> <td>1</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>f 玉掛け（1 t以上）</td> <td>3</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>a 伐木等機械の運転の業務</td> <td>34</td> <td>1,594</td> </tr> <tr> <td>b 走行集材機械の運転の業務</td> <td>33</td> <td>1,393</td> </tr> <tr> <td>c 機械集材装置の運転の業務</td> <td>23</td> <td>887</td> </tr> <tr> <td>d 簡易架線集材装置等の運転の業務</td> <td>31</td> <td>1,122</td> </tr> <tr> <td>e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）</td> <td>45</td> <td>12,030</td> </tr> <tr> <td>f チェーンソー取扱業務（安衛則第36条第8号の2）</td> <td>2</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>g 小型車両系建設機械（3 t未満）運転業務</td> <td>4</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>h ロープ高所作業従事者特別教育</td> <td>2</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>(ウ)職長等の教育（安衛則第40条）</td> <td>1</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 技能講習            (イ) 安全衛生特別教育</p>	区分	実施支部数	受講者数（人）	a 木材加工用機械作業主任者	34	1,101	b はい作業主任者	8	439	c 小型移動式クレーン運転（1 t以上5 t未満）	4	207	d フォークリフト運転（1 t以上）	6	599	e 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	1	55	f 玉掛け（1 t以上）	3	246	a 伐木等機械の運転の業務	34	1,594	b 走行集材機械の運転の業務	33	1,393	c 機械集材装置の運転の業務	23	887	d 簡易架線集材装置等の運転の業務	31	1,122	e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）	45	12,030	f チェーンソー取扱業務（安衛則第36条第8号の2）	2	215	g 小型車両系建設機械（3 t未満）運転業務	4	77	h ロープ高所作業従事者特別教育	2	105	(ウ)職長等の教育（安衛則第40条）	1	17
区分	実施支部数	受講者数（人）																																															
a 木材加工用機械作業主任者	34	1,101																																															
b はい作業主任者	8	439																																															
c 小型移動式クレーン運転（1 t以上5 t未満）	4	207																																															
d フォークリフト運転（1 t以上）	6	599																																															
e 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	1	55																																															
f 玉掛け（1 t以上）	3	246																																															
a 伐木等機械の運転の業務	34	1,594																																															
b 走行集材機械の運転の業務	33	1,393																																															
c 機械集材装置の運転の業務	23	887																																															
d 簡易架線集材装置等の運転の業務	31	1,122																																															
e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）	45	12,030																																															
f チェーンソー取扱業務（安衛則第36条第8号の2）	2	215																																															
g 小型車両系建設機械（3 t未満）運転業務	4	77																																															
h ロープ高所作業従事者特別教育	2	105																																															
(ウ)職長等の教育（安衛則第40条）	1	17																																															

【Ⅱ 自主事業】

事業計画		事業実績		実績	
<p>【業務目標】</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機関として、労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等に努める。</p> <p>イ 伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）の充実</p> <p>ウ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を図るため、計画的な内部監査・指導を行う。</p>	(エ) 向上教育能力	林業架線作業主任者能力向上教育	1	39	
	(オ) 安全衛生教育	<p>a フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号）従事者安全衛生教育（1 t 以上）</p> <p>b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育</p> <p>c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育</p>	1 2 25	57 62 1,960	
	(カ) 通達教育	<p>a 造林作業の指揮者等安全衛生教育</p> <p>b 刈払機取扱作業者安全衛生教育</p> <p>c リスクアセスメント実務研修</p> <p>d 林業架線作業主任者免許取得講習</p> <p>e 荷役運搬機械等によるはし作業従事者安全教育</p>	14 46 4 1 7	358 15,471 121 8 216	
	その他		3	76	
	イ	地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績			
		支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。			
		区分	実施支部数	受講者数（人）	
	a	安全衛生指導員養成研修の実施	4	78	
	b	安全巡回指導の実施（指導班による巡回指導を含む）	20	1,634	
	c	林業就業支援事業関係	13	1,491	
d	緑の雇用関係	9	1,753		
e	振動障害予防等の対策の実施	20	5,969		
f	蜂刺傷災害対策支援事業	19	4,908		
g	林業架線作業主任者受験準備講習	6	82		
h	労働災害防止大会	1	130		
i	その他	44	5,568		

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績												
<p>ウ 適正な労働安全衛生教育講習のための内部監査及び臨時監査等による指導の実施 支部が実施している技能講習について業務内容を把握するとともに、登録教育機関として労働安全衛生法等関係法令に基づいた適切な実施に関する監事監査を愛媛県支部及び北海道支部に対し、内部監査を兵庫支部、群馬支部、群馬支部に対して実施した。</p> <p>また、一支部において、講習に関して不適正な処理が認められたことから、労働局から技能講習業務の6ヶ月間の停止処分を受け、是正報告の提出を求められたことから、臨時監査及び業務指導を実施した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の種類</th> <th>実施支部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録教育機関業務に関する監事監査</td> <td>2支部</td> </tr> <tr> <td>登録教育機関業務に関する内部監査</td> <td>2支部</td> </tr> <tr> <td>登録教育機関業務に関する臨時監査</td> <td>1支部</td> </tr> </tbody> </table>	監査の種類	実施支部数	登録教育機関業務に関する監事監査	2支部	登録教育機関業務に関する内部監査	2支部	登録教育機関業務に関する臨時監査	1支部					
監査の種類	実施支部数													
登録教育機関業務に関する監事監査	2支部													
登録教育機関業務に関する内部監査	2支部													
登録教育機関業務に関する臨時監査	1支部													
<p>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>ア 図書教材等の作成販売</p> <p>(ア) 新刊の発行</p> <p>a 改訂「安全な作業の基本」(仮題)</p> <p>b 改訂「林業・木材製造業労働災害防止規程解説—木材製造業関係—」</p> <p>(イ) 現行テキストの増刷</p> <p>(ウ) DVD教材の作成販売</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進 [支部]</p> <p>ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員をはじめ林材業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。</p> <p>イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の重要性について講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>	<p>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>ア 図書教材等の作成、頒布</p> <p>チェンソー作業における特別教育用テキストと刈払機作業における安全衛生教育用テキストが、収入額の約70%を占めていることもあり、この2テキストにおいて改訂初版の発刊に際し、危険動作等を良く理解させることを目的に、テキスト内にQRコード(映像の配信)を付加するとともに、本体価格を若干値上げし自主事業の財源確保に努めた。</p> <p>「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど積極的なPRに努め、会員、一般への販売促進並びに労働安全衛生意識の向上を図った。</p> <p>(詳細は別紙記載)</p> <p>イ DVD、安全衛生用品、保護具等の普及促進</p> <p>DVD映像による保護衣着用の重要性和合わせ、販売している安全衛生用品・保護具等については、防災規程の変更において防護衣の着用義務付けもあり、その強調を含め、当協会がメーカーと共同開発した製品及びメーカー独自開発製品等について労働災害防止の上で最も有効なPR方法として、全国林業労働災害防止大会での製品展示やホームページへの掲載など積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。</p> <p>平成29年度新たに作成または改訂したものは</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 教材、DVD関係(作成)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改訂初版</td> <td>チェンソー作業の安全ナビ</td> <td>22,000部</td> </tr> <tr> <td>改訂初版</td> <td>安全な刈払機作業のポイント</td> <td>37,000部</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類	数量	① 教材、DVD関係(作成)			改訂初版	チェンソー作業の安全ナビ	22,000部	改訂初版	安全な刈払機作業のポイント	37,000部
種類	種類	数量												
① 教材、DVD関係(作成)														
改訂初版	チェンソー作業の安全ナビ	22,000部												
改訂初版	安全な刈払機作業のポイント	37,000部												

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	事業実績	実績
		改訂初版 安全な作業の基本	2,000部
		改訂初版 林業・木材製造業労働災害防止規程解説－木材製造業関係－	2,000部
		② その他	
		労働安全ポスター	8,500枚
		労働衛生ポスター	7,000枚
		平成29年度以前作成のもので、改訂または増刷したものは増刷したもの	
		種 類	数 量
		① 教材等	
		車両系木材伐出機械安全マニュアル	4,000部
		集材機運転者安全必携	2,200部
		上級チェーンソー作業者の安全ガイド	2,000部
		ソーチェーンの正しい目立て	1,500部
		かかり木処理作業の安全	1,400部
		手工具による安全な造林作業	1,200部
		被害木の安全な処理作業	1,500部
		-はじめに林業に携わる者のための-安全な作業の基本	1,500部
		木材加工用機械作業の安全	2,900部
		林業架線作業主任者テキスト	700部
		林業架線作業主任者免許試験標準問題集（新訂版）	500部
		造林作業安全衛生実務必携	1,000部
		指差し呼称カード	500組
		安全作業の基本シリーズ①安全な伐木造材作業	1,500部
		安全作業の基本シリーズ②安全なかかり木処理作業	1,500部
		② DVD	
		かかり木処理作業の安全	200枚
		リスクアセスメントによる被害木の安全な処理	200枚
		林業架線作業の安全	200枚
		その他	
		ヘルメット貼付用ゼロ災害ステッカー	500シート
		講習会修了証用紙（電算処理用）	200組

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	績
		図書・DVD・安全衛生用品カタログ (2017年→2018年)	4,000部
		林材安全 (29.4月～30.3月)	毎月 3,000部
	<p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p> <p>ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・発刊する。</p> <p>イ 会員、林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の勧奨を行う。 [支部]</p> <p>ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>イ 会員、関係機関等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。 【業務目標】</p> <p>ア 発行部数 3,000部/月</p> <p>イ 有料購読部数 2,000部/月</p>	<p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p> <p>ア 月刊情報誌「林材安全」については、業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に即して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう、毎月編集会議を開催し内容の充実に努めた。</p> <p>特に、平成29年10月26日に改訂適用となった林材業労働災害防止規程の逐条解説を継続的に発行、労働災害防止策の周知徹底を図った。</p> <p>[特集記事抜粋] (別紙)</p> <p>イ 広報活動として、当該月号の掲載内容をホームページ上で継続紹介を行うとともに、安全管理士等における現場安全パトロールでの紹介、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど、継続した取組みを行っている (現場安全パトロールでの未購読事業所等88か所に購読勧奨を実施)。</p> <p>ウ 自主財源の確保手段として、上記イの取組みに加え、有料広告の掲載確保に努力した。また、購読者の拡大については、上記イの取組みから購読に係る問合せが増えている。</p> <p>発行部数 延べ36,500部発行 (3,000部/月 全国大会500部増刷)</p>	
		<p>平成29年度事業の実績</p> <p>ア ●特集記事</p> <p>29年4月号</p> <p>①もしも現場で災害が起こったら</p> <p>②STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱</p> <p>③林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱</p> <p>※災害統計の表形式の見直し(より分かり易い様式に変更)</p> <p>5月号 第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組について</p> <p>6月号 ①第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領</p> <p>②夏場のリスクに備えよう</p> <p>③林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン</p> <p>7月号 夏場の天災に備えよう</p> <p>一集中豪雨・水害・土砂災害・落雷一</p> <p>8月号 ①高齢労働者のための快適な職場づくり</p> <p>②安全衛生の取組事例 静岡木材業協同組合の取組事例</p> <p>③熱中症対策と効果的な水分の摂取方法</p> <p>9月号 ①平成29年上半年における労働災害の発生状況及び特徴と対策</p>	

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	実績	績
<p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p> <p>林材業の労働災害防止意識を高めるため、平成30年度の林材業労働安全標語及び労働衛生標語を、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページ等を通じて広く公募するとともに、支部を通じた会員への応募の呼びかけと全国林材業労働災害防止大会の場における募集などを行う。</p> <p>【支部】</p> <p>標語公募について、会員はもとより広く応募の呼びかけに努める。</p> <p>【業務目標】</p> <p>標語応募総数 300点</p>	<p>②平成29年度高知県林業安全大会</p> <p>10月号 ①第53回全国林材業労働災害防止大会の開催にあたって</p> <p>11月号 ②木材製造業関係を主体に林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更</p> <p>12月号 ①林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第1回）</p> <p>②（緊急要請）職場における死亡災害撲滅に向けた取組</p> <p>30年1月号 ①滋賀で労働災害撲滅を誓うー第54回全国林材業労働災害防止大会ー</p> <p>2月号 ②林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第2回）</p> <p>3月号 ①林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第3回）</p> <p>①林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第4回）</p> <p>①林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（最終回）</p> <p>②新入社員の安全衛生教育のポイント</p>	<p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p> <p>ア 平成30年度に使用する林材業労働安全標語及び平成30年度林材業労働衛生標語を月刊情報誌「林材安全」、ホームページ、全国大会で一般公募した。標語選考委員会において応募作品の中から、入選作品各1点、佳作各2点を選考した。入選者にはそれぞれ賞状と賞金を贈呈した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度林材業労働安全・労働衛生標語応募総数 1,551点</li> <li>労働安全標語 856点</li> <li>労働衛生標語 695点</li> </ul> <p>・入選した林材業労働安全・労働衛生標語</p> <p>労働安全標語 「手を抜くな 作業手順と 基本動作」</p> <p>労働衛生標語 「健診で 増える安心 減るリスク」</p> <p>イ 平成29年度版用として採用された標語をもって、労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、頒布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター作成枚数（29年度）</li> <li>労働安全ポスター 8,500枚 「予知の目で 早めに摘み取る 危険の芽」</li> <li>労働衛生ポスター 7,000枚 「健診で 自分がわかる 変えられる」</li> <li>・ポスター販売実績（29年度）</li> <li>労働安全ポスター 6,977枚</li> <li>労働衛生ポスター 5,353枚</li> </ul>
<p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催</p> <p>時代に即応したテキストを作成し、労働災害の未然防止を図る。以下のテ</p>	<p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催</p> <p>ア 平成29年7月27日に第13回委員会を開催し、初任時教育用テキスト「安全な作業の基本」の編纂内</p>	

## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績
<p>キスト等について検討を行う。</p> <p>ア 改訂「安全な作業の基本」(仮題)</p> <p>イ 改訂「林業・木材製造業労働災害防止規程の解説ー木材製造業関係ー」</p> <p>ウ 改訂「林業架線作業主任者必修」 [支部]</p> <p>労働安全衛生教育テキストの内容等に関する情報や外部からの指導等があった場合には、速やかに本部に報告する。</p>	<p>容について、具体的なテキスト構成を検討するとともに、車両系木材伐出機械の運転業務に係る特別教育化も間もなく5年目を迎える状況から、新たな検討事項として、以降の委員会で編纂作業に入ること等、今後のスケジュールを確認した。</p> <p>イ 平成29年9月26日に第14回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の編纂に係る、前回委員会の意見を踏まえ、新たな編纂内容につき審議し、次回委員会に初校版の提示に付いて確認した。また、車両系の能力向上教育用テキストについては、路網の整備を含めた最新の災害事例等をもとに編纂とする方向性を確認した。</p> <p>ウ 平成29年12月27日に第15回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の年度内発行を確認し、初版の内容について取り纏めの審議をした。また、車両系の特別教育が実施されてから5年経過となるに対応する、新たな能力向上教育用テキストの素案、かかり木処理に関するテキストの見直し等を審議した。</p>	<p>容について、具体的なテキスト構成を検討するとともに、車両系木材伐出機械の運転業務に係る特別教育化も間もなく5年目を迎える状況から、新たな検討事項として、以降の委員会で編纂作業に入ること等、今後のスケジュールを確認した。</p> <p>イ 平成29年9月26日に第14回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の編纂に係る、前回委員会の意見を踏まえ、新たな編纂内容につき審議し、次回委員会に初校版の提示に付いて確認した。また、車両系の能力向上教育用テキストについては、路網の整備を含めた最新の災害事例等をもとに編纂とする方向性を確認した。</p> <p>ウ 平成29年12月27日に第15回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の年度内発行を確認し、初版の内容について取り纏めの審議をした。また、車両系の特別教育が実施されてから5年経過となるに対応する、新たな能力向上教育用テキストの素案、かかり木処理に関するテキストの見直し等を審議した。</p>	<p>容について、具体的なテキスト構成を検討するとともに、車両系木材伐出機械の運転業務に係る特別教育化も間もなく5年目を迎える状況から、新たな検討事項として、以降の委員会で編纂作業に入ること等、今後のスケジュールを確認した。</p> <p>イ 平成29年9月26日に第14回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の編纂に係る、前回委員会の意見を踏まえ、新たな編纂内容につき審議し、次回委員会に初校版の提示に付いて確認した。また、車両系の能力向上教育用テキストについては、路網の整備を含めた最新の災害事例等をもとに編纂とする方向性を確認した。</p> <p>ウ 平成29年12月27日に第15回委員会を開催し、初任時教育テキスト「安全な作業の基本」の年度内発行を確認し、初版の内容について取り纏めの審議をした。また、車両系の特別教育が実施されてから5年経過となるに対応する、新たな能力向上教育用テキストの素案、かかり木処理に関するテキストの見直し等を審議した。</p>
<p><b>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</b></p> <p>林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機関として、一定以上の教育水準を確保するための講師養成を行う。 [支部]</p> <p>支部講師の積極的な参加について勧奨する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 開催月日 平成29年7月6日(木)～7日(金)</p> <p>イ 募集人員 60名程度(開催場所：東京都港区)</p>	<p><b>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</b></p> <p>ア 安全衛生教育等に係る講師養成研修を、7月6日から7月7日までの2日間で開催した。この研修の開催に当たっては受講希望者を公募するとともに、各支部からの研修参加者を募集し、支部からは34名の応募、公募では16名の参加を得て、事業の目的を達することができた。</p> <p>イ 実施カリキュラムに、特に要望の多かった振動障害に関する講義を加え、今後の林業作業形態からの災害防止を目的とした、架線系作業に係る講義の要点等を加えて実施した。</p> <p>ウ 研修会後において、本研修のアンケートを実施した結果、殆どの受講者から有意義であったとの回答を得た。 [アンケート結果抜粋(%)は普通～満足まで)]</p>	<p><b>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</b></p> <p>ア 安全衛生教育等に係る講師養成研修を、7月6日から7月7日までの2日間で開催した。この研修の開催に当たっては受講希望者を公募するとともに、各支部からの研修参加者を募集し、支部からは34名の応募、公募では16名の参加を得て、事業の目的を達することができた。</p> <p>イ 実施カリキュラムに、特に要望の多かった振動障害に関する講義を加え、今後の林業作業形態からの災害防止を目的とした、架線系作業に係る講義の要点等を加えて実施した。</p> <p>ウ 研修会後において、本研修のアンケートを実施した結果、殆どの受講者から有意義であったとの回答を得た。 [アンケート結果抜粋(%)は普通～満足まで)]</p>	<p><b>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</b></p> <p>ア 安全衛生教育等に係る講師養成研修を、7月6日から7月7日までの2日間で開催した。この研修の開催に当たっては受講希望者を公募するとともに、各支部からの研修参加者を募集し、支部からは34名の応募、公募では16名の参加を得て、事業の目的を達することができた。</p> <p>イ 実施カリキュラムに、特に要望の多かった振動障害に関する講義を加え、今後の林業作業形態からの災害防止を目的とした、架線系作業に係る講義の要点等を加えて実施した。</p> <p>ウ 研修会後において、本研修のアンケートを実施した結果、殆どの受講者から有意義であったとの回答を得た。 [アンケート結果抜粋(%)は普通～満足まで)]</p>
<p><b>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</b></p> <p><b>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</b></p> <p>国の「12次防」を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した「防災計画」が最終年度を迎えることから、死亡労働災害の目標値の達成を目指す。 このため、平成29年度の取組では、「防災計画」に定めた重点対策の他に、</p>	<p><b>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</b></p> <p><b>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</b></p> <p>ア 林材業労働災害防止計画の最終年度に向けた取組 防災計画の最終年度の取組として位置づけるとともに、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領」を策定し、防災計画の目標値である死亡労働災害36人(林業31人、木材製造業5人)、死傷災害は平成24年度と比較して15%減少させる目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開</p>	<p><b>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</b></p> <p><b>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</b></p> <p>ア 林材業労働災害防止計画の最終年度に向けた取組 防災計画の最終年度の取組として位置づけるとともに、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領」を策定し、防災計画の目標値である死亡労働災害36人(林業31人、木材製造業5人)、死傷災害は平成24年度と比較して15%減少させる目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開</p>	<p><b>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</b></p> <p><b>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</b></p> <p>ア 林材業労働災害防止計画の最終年度に向けた取組 防災計画の最終年度の取組として位置づけるとともに、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領」を策定し、防災計画の目標値である死亡労働災害36人(林業31人、木材製造業5人)、死傷災害は平成24年度と比較して15%減少させる目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開</p>



## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績															
<p>過去4年間に発生した林業・木材製造業の死傷労働災害の分析結果を踏まえ、より実効性のある取組を最重点の取組として設け、計画目標の達成を図る。</p> <p>【支部】</p> <p>ア 「炎防計画」で掲げた目標達成に向けて、会員事業場に対し、業務目標に掲げた取組対策等の徹底を図る。</p> <p>イ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施し、炎防計画の目標の達成を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>平成29年において、</p> <p>ア 死者数が、36人（林業31人、木材製造業5人）を下回ること。</p> <p>イ 休業4日以上の死傷者数を、平成24年と比較して15%以上減少させること。</p> <p>【業務目標】</p> <p>安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、有機的な取組を行い、一層の労働災害防止効果を上げるために、次の取組を実施する。</p> <p>ア 過去4カ年の林業死傷労働災害の分析を踏まえた最重点対策の実施</p> <p>イ 「炎防計画」に定めた取り組みべき重点対策の実施</p> <p>ウ 「林業死傷労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策の徹底</p> <p>エ 重篤な労働災害が発生した特定事業場に対する集中指導</p> <p>オ 目標達成に向けた取組対策及び炎防規程の周知徹底</p>	<p>イ 炎防計画最終年度の上半期の取組</p> <p>炎防計画期間中（平成25年～平成28年）に発生した林業・木材製造業の死亡労働災害の分析結果を踏まえた再発防止に向けた取組として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組－林業死傷労働災害の分析結果と再発防止対策－」を冊子に取りまとめ、全会員へ11,650部配付した。</p> <p>また、前述の死亡労働災害の分析結果を踏まえ、林業及び木材製造業の労働災害が多く発生している作業を中心に、基本動作を確実に身につけ再発防止を図るため、「林業と木材製造業の今日の作業ポイント」カードを小冊子に取りまとめ、林業会員用19,550部、木材製造業会員用9,550部作成し、集団指導用資料とした。</p> <p>また、班長、職長等のリーダーが「今日の作業ポイント」カードが毎日の作業に反映されているかをチェックするため、「自主点検表－チェックリスト－」を、林業会員用29,500部、木材製造業会員用14,530部作成し、労働災害の再発防止対策を徹底する集団指導用資料とした。</p> <p>ウ 林業S T O P！熱中症クールワークキャンペーンの実施</p> <p>林業における熱中症については、炎防計画の重点対策の一つとして掲げ、取り組んできたところであるが、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、炎防計画の最終年の熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、「林業S T O P！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」を策定し、月刊情報誌「林業安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的として、リーフレットを作成・配付し、本キャンペーンを展開した。</p> <table border="1" data-bbox="874 369 1029 1075"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リーフレットの配付、掲示</td> <td>47支部</td> </tr> <tr> <td>巡回指導、講習会等で指導</td> <td>38支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 炎防計画最終年度下半期の取組</p> <p>炎防計画最終年度下半期の取組は、労働衛生週間、死亡災害撲滅に向けた緊急要請、林業年末年始無災害運動を通じて下半期の労働災害防止の取組を展開した。</p> <p>また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、林業における死亡労働災害ゼロを目指して、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成し、本部から会員事業場へ送付するとともに、併せて林業安全に掲載して類似災害防止に向けた取組を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1244 246 1396 1108"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>35支部</td> <td>526事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導会及び会議等で指導</td> <td>40支部</td> <td>121回</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全国労働衛生週間、死亡災害撲滅に向けた緊急要請、林業年末年始無災害運動と一部重複</p>	実施事項	実施支部数	リーフレットの配付、掲示	47支部	巡回指導、講習会等で指導	38支部	実施事項	実施支部数	実績	安全パトロール	35支部	526事業場	集団指導会及び会議等で指導	40支部	121回
実施事項	実施支部数															
リーフレットの配付、掲示	47支部															
巡回指導、講習会等で指導	38支部															
実施事項	実施支部数	実績														
安全パトロール	35支部	526事業場														
集団指導会及び会議等で指導	40支部	121回														

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	画面	事業実績	業績
			<p>オ 広報用資料の作成                      平成29年1月～平成30年3月 会員への情報提供として林材安全に次の記事を掲載する。</p>	
1月号			冬の労働災害にご用心(冬期労働災害防止のための安全チェックシート)	
2月号			林業・木材製造業業務経験別キャリアアップのポイント 安全衛生年間計画作成の手引き	
3月号			木材製造業の効果的な職場巡視のポイント 労働災害に伴う事業者の4大責任	
4月号			木材製造業における「実践的なリスクアセスメント導入に係る安全教育」を実施して もしも現場で災害が起こったら	
5月号			林材業STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱 第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組について	
6月号			死亡災害の分析結果と再発防止対策について 第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領	
7月号			夏場のリスクに備えよう 林材業STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	
8月号			第12次労働災害防止計画最終年度の取組 夏場の天災に備えよう-集中豪雨・水害・土砂災害・落雷-	
9月号			高齢労働者のための快適職場づくり 全国労働衛生週間に向けての取組	
10月号			林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更 平成29年上半年期における労働災害の発生状況及び特徴と対策	
11月号			木材製造業関係者を主体に林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更しました (緊急要請)職場における死亡災害撲滅に向けた取組	
12月号			林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説(第1回) 林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説(第2回)	
1月号			林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説(第3回) 安全衛生教育促進運動の紹介	
2月号			林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説(第4回)	
3月号			林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説(第5回) 新入社員の安全衛生教育のポイント	

【Ⅱ 自主事業】

事 業 計 画	事 業 実 績
<p>(2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</p> <p>近年、木材製造業の業種拡大や技術の高度化等により、現行防災規程は製材機械と木工機械の一部の規定で、木材製造業全体の作業を網羅するには不十分な内容となっている。このため、平成27年度から「林業・木材製造業労働災害防止規程変更検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、見直しを行っている。</p> <p>平成29年度は、委員会から報告された変更案について、有識者から意見を聴取し、通常総代会の承認を得た後に、厚生労働大臣へ認可申請する。認可後、速やかに変更防災規程を会員に通知し、その遵守について指導を行う。</p> <p>ア 会員事業場に対する変更防災規程の周知・徹底</p> <p>(ア) 変更防災規程の冊子等の作成 変更防災規程の周知徹底を図るため、変更防災規程の冊子及びパンフレットを作成する。</p> <p>(イ) 会員事業場への配付</p> <p>(ウ) 防災規程の遵守指導</p> <p>〔支部〕</p> <p>支部は、会員に対し防災規程を周知し、遵守するように指導する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>会員に対し、集団指導会等を通じて変更防災規程の周知徹底を図る。</p>	<p>カ 林業・木材製造業労働災害防止規程の周知について</p> <p>平成29年7月認可(10月適用)の防災規程の周知を図るため、林材安全の平成29年9月号～平成30年3月号に主な変更点や解説を掲載しました。</p> <p>以上のように、平成29年度における「防災計画」の取り組みについては、目標とする死亡労働災害(林業31人、木材製造業5人)及び休業4日以上の死傷災害を減少させるため、「労働行政と連携した合同現場安全パトロール」、「林業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく効果的な労働災害再発防止対策」、「林業S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン」、「防災計画最終年度の上半期の取組」、「林業及び木材製造業におけるリスクアセスメントの一層の定着」、「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」、「林業及年末年始無災害運動を通じて下半期の労働災害防止の取組」等、本部と支部が一丸となって労働行政と連携し、真に実効性のある労働災害防止対策を実施した。</p> <p>(2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</p> <p>平成29年度は、委員会において、平成28年度に最終案としてとりまとめた防災規程の変更案について、有識者から意見を聴取し、通常総代会の承認を得た後、厚生労働大臣へ認可申請を行い、平成29年7月28日付けで認可され、平成29年10月26日から適用された。</p> <p>ア 防災規程の見直し</p> <p>(ア) 平成27年の変更以降、労働安全衛生関係法令、通達等の改正がなされ、化学物質管理のあり方の見直し、ストレスチェック制度の創設、受動喫煙防止対策の推進が規定されたこと。</p> <p>(イ) チェンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの策定が作成されたこと。</p> <p>(ウ) 会員適用事業の範囲の見直しを行ったこと。</p> <p>(エ) 木材製造業における業務の内容、作業の方法等が変化してきたこと。業種の多様化と機械設備等の技術革新が進化したこと。過去10年間の死亡災害を発生状況において、フォークリフト等の車両系荷役運搬作業、コンベヤーによる移送・転送作業、非定常作業での死亡災害が増加してきたこと。</p> <p>(オ) 木材製造業における死傷年千人率は、他の製造業と比べ突出して高く、度数率、強度率も増加傾向にあること。</p> <p>等の動きを踏まえて、実態にあった防災規程に変更した。</p> <p>イ 防災規程の周知と遵守指導</p> <p>(ア) 厚生労働大臣に認可された防災規程を支部及び会員事業場へ周知を図るため、「防災規程」(15,000部)と同規程の変更部分をまとめた「リーフレット」(17,000部)を作成し、会員事業場へ送付した。</p> <p>(イ) 安全管理士及び支部が連携して、集団指導会、現場安全パトロール、集団指導及び個別指導などを通じて、防災規程の遵守が徹底されるよう指導した。</p> <p>(ウ) 林材安全に掲載(再掲)</p>

【Ⅱ 自主事業】

事 業 計 画	事 業 実 績																																			
<p>(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組</p> <p>労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の高揚を図るとともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図るため、7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施してきたところである。</p> <p>平成29年度においては、より実効性のあるものとするため、安全管理士等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。</p> <p>なお、本月間取組の他、全国安全週間（7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（10月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱する「年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）」と合わせて、労働安全衛生意識の高揚と労働災害の防止を図るため、計画的な取組を実施することとする。</p> <p>[支部]</p> <p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月間中に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、労働安全及び労働衛生ボスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等取組事項の実施を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p>	<table border="1"> <tr> <td>9月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更</td> </tr> <tr> <td>10月号</td> <td>木材製造業関係を主体に林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更しました。</td> </tr> <tr> <td>11月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第1回）</td> </tr> <tr> <td>12月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第2回）</td> </tr> <tr> <td>1月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第3回）</td> </tr> <tr> <td>2月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第4回）</td> </tr> <tr> <td>3月号</td> <td>林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第5回）</td> </tr> </table> <p>(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組</p> <p>ア 全国安全週間のある7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、安全パトロール等を実施した。また、本来遵守すべき基本的な作業手順を励行していないことに起因する災害が多発し、同種作業・類似災害の発生を繰り返していることから、標語『予知の目で 早めに摘み取る 危険の芽』を掲載した林材業労働安全ボスターを作成し、会員事業場へ頒布し、労働災害防止の活動の定着を図った。</p> <p>また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主催する「全国安全週間」（7月1日～7日）についても協賛者として取り組んだ。</p> <p>なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組は、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>26支部</td> <td>266事業場</td> </tr> <tr> <td>労働安全ボスターの配付、掲示</td> <td>47支部・458分会</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 全国労働衛生週間</p> <p>厚生労働省、中央労働災害防止協会が主催する「全国労働衛生週間」（10月1日～7日）の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、林材業労働衛生ボスターの標語を『健診で 自分がわかる 変えられる』を作成し、会員事業場へ頒布して啓発活動を計画的に取り組んだ。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全衛生パトロール</td> <td>18支部</td> <td>70事業場</td> </tr> <tr> <td>安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施</td> <td>22支部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>労働衛生ボスターの配付、掲示</td> <td>47支部・458分会</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 死亡災害撲滅に向けた緊急要請</p>	9月号	林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更	10月号	木材製造業関係を主体に林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更しました。	11月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第1回）	12月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第2回）	1月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第3回）	2月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第4回）	3月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第5回）	実施事項	実施支部数	対象数	安全パトロール	26支部	266事業場	労働安全ボスターの配付、掲示	47支部・458分会	—	実施事項	実施支部数	対象数	安全衛生パトロール	18支部	70事業場	安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	22支部	—	労働衛生ボスターの配付、掲示	47支部・458分会	—
9月号	林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更																																			
10月号	木材製造業関係を主体に林業・木材製造業労働災害防止規程を大幅に変更しました。																																			
11月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第1回）																																			
12月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第2回）																																			
1月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第3回）																																			
2月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第4回）																																			
3月号	林業・木材製造業労働災害防止規程の逐条解説（第5回）																																			
実施事項	実施支部数	対象数																																		
安全パトロール	26支部	266事業場																																		
労働安全ボスターの配付、掲示	47支部・458分会	—																																		
実施事項	実施支部数	対象数																																		
安全衛生パトロール	18支部	70事業場																																		
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	22支部	—																																		
労働衛生ボスターの配付、掲示	47支部・458分会	—																																		

## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績																												
<p><b>【業務目標】</b></p> <p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定及び災害防止月間期間中の取組事項の決定とその取組の徹底を図る。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 林材業死傷労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組事項の策定</p> <p>(イ) 策定した取組事項について、地方駐在安全管理士がブロック内支部長と緊密に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>(ウ) 特に、リスクアセスメントの定着のため、「安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業」において取り組むこととしているリスクアセスメントフォローアップについて、本月中旬に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>(エ) 以上の取組の他、次の事項についても併せて取り組むこととする。</p> <p>a 全国安全週間の周知とその取組</p> <p>b 全国労働衛生週間の周知とその取組</p> <p>c 平成29年度林材業年末年始無災害運動の周知徹底</p> <p>d 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン</p>	<p>平成29年の1～8月の死亡労働災害が夏場に急増し、全産業における死亡労働災害が前年同期比9.6% (49人) 増加したことを受け、平成29年9月22日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会会長に対して死亡災害撲滅に向けた緊急要請があった。</p> <p>林業における平成29年1月～8月の労働災害死者数は、対前年比で35.0% (7人) 増加して27人となっており、林業はこれから年末にかけて伐採作業が本格化する中で、林材業労働災害防止計画の目標値(林業31人、木材製造業5人)の達成は厳しく、極めて憂慮すべき事態となっていたことから、厚生労働省の緊急要請を踏まえた「(緊急要請)職場における死亡災害撲滅に向けた取組実施要領」(10月1日～1月15日)を策定し、会員事業場に死亡労働災害撲滅に向けた取組を実施するよう本部から文書により周知するとともに、取組事項が徹底されるよう指導した。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急要請に伴う要請の通知(会員)</td> <td>47支部</td> <td>全ての会員事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導会及び講習会等で指導</td> <td>32支部</td> <td>113回</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>36支部</td> <td>674事業場</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 林材業年末年始無災害運動</p> <p>平成29年度は、年末年始無災害運動の取組を12月15日～1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>38支部</td> <td>237事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導会及び会議等で指導</td> <td>27支部</td> <td>55回</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施支部数	実績	緊急要請に伴う要請の通知(会員)	47支部	全ての会員事業場	集団指導会及び講習会等で指導	32支部	113回	安全パトロール	36支部	674事業場	実施事項	実施支部数	実績	安全パトロール	38支部	237事業場	集団指導会及び会議等で指導	27支部	55回	<p><b>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</b></p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供情報</th> <th>提供頻度</th> <th>提供媒体</th> <th>提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡労働災害事例速報</td> <td>随時</td> <td>フアックス、Eメール</td> <td>支部(会員)</td> </tr> </tbody> </table>	提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先	死亡労働災害事例速報	随時	フアックス、Eメール	支部(会員)
実施事項	実施支部数	実績																													
緊急要請に伴う要請の通知(会員)	47支部	全ての会員事業場																													
集団指導会及び講習会等で指導	32支部	113回																													
安全パトロール	36支部	674事業場																													
実施事項	実施支部数	実績																													
安全パトロール	38支部	237事業場																													
集団指導会及び会議等で指導	27支部	55回																													
提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先																												
死亡労働災害事例速報	随時	フアックス、Eメール	支部(会員)																												
<p><b>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</b></p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行う。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p>																															

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業計画	実績	実績
イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供する。 【業務目標】 ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月） イ 死亡災害事例速報（随時） ウ 林材業労働安全防止協会年報（毎年） エ 協会ホームページへの掲載 オ 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例の掲載（随時）	労働災害発生状況速報（協会版・厚生労働省版） 労働災害発生状況速報 労働災害事例 林材業労働安全防止協会年報	毎月 毎月 各月号 毎年	ファックス、Eメール ホームページ 月刊情報誌「林材安全」 「林材業労働安全防止協会年報」平成28年版 支部（会員） 一般 購読者 支部
<p><b>(5) ホームページの運営</b></p> <p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実を図る。 【支部】 ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。 イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。 【業務目標】 ア クセス件数 200 件/日</p>	<p><b>(5) ホームページの運営</b></p> <p>ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業内容の提供に努めた。 【新たな掲載項目】 ・第12次防の目標達成に向け、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組」におけるチェックリスト表、「今日の作業ポイント」カード等をダウンロードできるよう、会員の取組への補助的記事の掲載に努めた。 ・「林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」など国の労働安全衛生施策に連携したPR記事の積極的掲載に努めた。 ・平成29年度版「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」を掲載し、販売事業の積極的なPRに努めた。 ・その他労働安全衛生関係通達等を随時掲載した。</p>	<p>29年度のアセス総件数 77,803 件 (213 件/日)</p> <p>●平成29年度中にアップした労働安全衛生関係主要記事 ＜主要項目＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29年 5月 「平成29年度「全国安全週間実施要綱」広報記事</li> <li>・ 5月 「実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会開催」広報記事</li> <li>・ 7月 「平成29年度全国労働衛生週間の実施について」広報記事</li> <li>・ 7月 「8月以降における熱中症予防対策の徹底について」広報記事</li> <li>・ 9月 「平成29年度『見える』安全活動コンクール」広報記事</li> <li>・ 9月 「長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組」広報記事</li> <li>・ 9月 「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について」広報記事</li> <li>・ 10月 「林業巡回特殊健康診断を受診することをすすめます！」受診勧奨広報記事</li> <li>・ 10月 「化学物質のリスクアセスメント、職場の安全衛生教育に関するセミナー」広報記事</li> <li>・ 11月 「年末年始無災害運動準備月間」広報記事</li> </ul>	

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	業績																																		
<p><b>(6) 全国林業労働災害防止大会等の開催</b></p> <p>ア 第54回全国林業労働災害防止大会を滋賀県で開催する。</p> <p>イ 支部又は分会主催による労働災害防止大会等への資料提供や周知広報に係る支援を行う。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 会員に対して、全国林業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。</p> <p>イ 地方労働災害防止大会等の開催 地域の実情及び災害発生状況に応じ、支部又は分会における地方労働災害防止大会及び緊急安全大会等を開催し、労働安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図る。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 開催月日 平成29年10月12日（木）</p> <p>イ 開催場所 びわ湖ホール（滋賀県大津市）</p> <p>ウ 参加者目標 750名</p>	<p>・30年 3月 「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」記事掲載</p> <p>・ 3月 「林業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」広報記事</p> <p>＜随時掲載した主な項目＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政通達</li> <li>・死亡労働災害速報（林業、木材製造業）</li> <li>・労働災害関連統計</li> <li>・労働安全衛生関係の行政報道発表記事</li> </ul>	<p>第54回全国林業労働災害防止大会を平成29年10月12日（木）、滋賀県大津市のびわ湖ホールにおいて開催し、大会式典までの間において防護衣等の安全衛生用品等の展示やチェンソー作業での伐倒時災害のVR体験を行い、大会式典での優良事業場及び功労者等の表彰、事業場の体験事例発表等を通じて、労働安全衛生意識の高揚を図った。</p> <p>また、地方労働災害防止大会を支部、分会の単独又は関係団体との共催のもと開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>全国林業労働災害防止大会</td> <td>滋賀県大津市</td> <td>711人</td> </tr> <tr> <td>地方労働災害防止大会</td> <td>1支部</td> <td>130人</td> </tr> </table> <p>＜第54回全国林業労働災害防止大会のアンケート結果＞</p> <table border="1"> <tr> <td>大会の内容</td> <td>活動等紹介</td> <td>大いに参考になった・参考になった</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別講演</td> <td>とてもおもしろかった・おもしろかった</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講演</td> <td>大いに参考になった・参考になった</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>展示・普及コーナー</td> <td>大いに参考になった・参考になった</td> <td>87.5%</td> </tr> <tr> <td>大会の運営</td> <td></td> <td>大変円滑である・円滑である</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>大会全般</td> <td></td> <td>大変満足である・満足である</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>労働災害防止の重要性の認識</td> <td></td> <td>大変有意義であった・有意義であった</td> <td>93.8%</td> </tr> </table>	全国林業労働災害防止大会	滋賀県大津市	711人	地方労働災害防止大会	1支部	130人	大会の内容	活動等紹介	大いに参考になった・参考になった	100.0%		特別講演	とてもおもしろかった・おもしろかった	88.9%		講演	大いに参考になった・参考になった	80.0%		展示・普及コーナー	大いに参考になった・参考になった	87.5%	大会の運営		大変円滑である・円滑である	94.2%	大会全般		大変満足である・満足である	88.2%	労働災害防止の重要性の認識		大変有意義であった・有意義であった	93.8%
全国林業労働災害防止大会	滋賀県大津市	711人																																		
地方労働災害防止大会	1支部	130人																																		
大会の内容	活動等紹介	大いに参考になった・参考になった	100.0%																																	
	特別講演	とてもおもしろかった・おもしろかった	88.9%																																	
	講演	大いに参考になった・参考になった	80.0%																																	
	展示・普及コーナー	大いに参考になった・参考になった	87.5%																																	
大会の運営		大変円滑である・円滑である	94.2%																																	
大会全般		大変満足である・満足である	88.2%																																	
労働災害防止の重要性の認識		大変有意義であった・有意義であった	93.8%																																	
<p><b>(7) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b></p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林業の労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う。</p> <p>イ 中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」、厚生労働大臣が表彰する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」候補者を選考し、推薦する。</p> <p>[支部]</p>	<p>ア 全国林業労働災害防止大会会長表彰</p> <p>支部から推薦のあった候補者について表彰委員会の審査を経て、安全衛生に優秀な成績をあげた団体、事業場並びに労働災害防止に特に功労、功績のあった個人に対して、全国大会の場で表彰を行った。</p>	<p><b>(7) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b></p> <table border="1"> <tr> <td>団体賞</td> <td>2団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業場賞</td> <td>優良賞</td> <td>3事業場</td> </tr> <tr> <td>進歩賞</td> <td>0事業場</td> </tr> </table>	団体賞	2団体	事業場賞	優良賞	3事業場	進歩賞	0事業場																											
団体賞	2団体																																			
事業場賞	優良賞	3事業場																																		
	進歩賞	0事業場																																		

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	実績												
<p>ア 全国林業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者の推薦を行う。</p> <p>イ 「緑十字賞」、「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の候補者の推薦を行う。</p>		<table border="1"> <tr> <td>個人賞</td> <td>功労賞</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>功績賞</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会長感謝状</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>39</td> </tr> </table>	個人賞	功労賞	19人		功績賞	9人		会長感謝状	6人		計	39	<p>イ 緑十字賞の推薦 中央労働災害防止協会が実施する緑十字賞表彰について、2名が表彰を受けた。</p>
個人賞	功労賞	19人													
	功績賞	9人													
	会長感謝状	6人													
	計	39													
<p>5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）</p> <p>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</p> <p>ア 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</p> <p>イ 協会の業務運営の改善に向けて継続して取り組む。</p> <p>ウ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>エ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>オ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>カ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>キ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>ク 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>ケ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>コ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>カ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>キ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>ク 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>ケ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p> <p>コ 協会の業務運営の改善に向けた取組</p>	<p>協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく健全で適正な管理運営と事務・事業を進めるとともに、「労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」（平成23年11月21日）を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続して取り組む。</p> <p>特に、平成29年度は、改正会計規程が平成29年4月1日に施行されることから、支部に対して適確な指導を実施し、円滑な運用を図る。</p> <p>【支部】</p> <p>本部と連携して、支部業務全般における業務改善の取組みを進める。</p> <p>特に、改正会計規程の施行に伴い、支部会計業務の適正な運用を進める。</p>	<p>「改正会計規程」（平成29年4月1日施行）及び「会費について」（平成28年6月1日理事会承認）に基づき、会費の管理及び本部・支部会計の統一化の実施を図った。</p> <p>イ 会費の適正管理の実施</p> <p>会費については、支部が徴収した会費の資金管理部門への納付（9月及び12月）と、支部運営に必要な資金を理事会承認により資金管理部門から支部に交付することにより、適正な管理に努めた。</p> <p>ウ 本部・支部会計の統一化の実施及び指導</p> <p>本部・支部会計の統一化の一環として、本部及び支部事業計画案及び支部収支予算案に基づく収支予算案を作成した。また、支部に対して会計、経理に係る指導を行い、支部から提出された月次報告を合わせた協会の合計残高試算表及び収入支出報告書を作成するとともに、これを基として協会の年次財務諸表とすることによって統一化を図った。</p> <p>エ 監事監査結果に基づく措置</p> <p>協会業務の適正かつ円滑な運営と改正会計規程に基づく会計経理の適正を期するため、監事監査結果に基づく改善措置を徹底した。</p>	<p>イ 緑十字賞の推薦 中央労働災害防止協会が実施する緑十字賞表彰について、2名が表彰を受けた。</p>												
<p>(2) 理事会・総代会等の開催</p> <p>・ 64回理事会及び56回通常総代会を開催し、28年度事業報告、28年度決算報告、29年度事業計画案、29年度収支予算案、29年度会費、林業・木材製造業労働災害防止規程の一部変更案に係る議題を審議のうえ承認された。</p> <p>・ 4月の63回理事会において、29年度支部事業計画案、29年度支部収支予算案に係る議題を審議のうえ承認された。12月の65回理事会では、上半期の会費案及び上半期の事業実施状況報告、66回では林材</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>												
<p>(2) 理事会・総代会等の開催</p> <p>・ 64回理事会及び56回通常総代会を開催し、28年度事業報告、28年度決算報告、29年度事業計画案、29年度収支予算案、29年度会費、林業・木材製造業労働災害防止規程の一部変更案に係る議題を審議のうえ承認された。</p> <p>・ 4月の63回理事会において、29年度支部事業計画案、29年度支部収支予算案に係る議題を審議のうえ承認された。12月の65回理事会では、上半期の会費案及び上半期の事業実施状況報告、66回では林材</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>	<p>本部会計業務監査 2回</p> <p>支部会計業務監査 4支部</p> <p>登録教育機関業務監査 2支部（再掲）</p>												



【Ⅱ 自主事業】

事業計画		事業実績		業績
<p>業労働災害防止計画（5カ年計画2018年度～2022年度）案、平成30年度事業計画案、平成30年度収支予算案、29年度会費案を審議のうえ承認された。</p> <p>通常総代会 平成29年6月（1回開催）</p> <p>理事 会 平成29年4月、5月、12月及び平成30年2月（4回開催）</p> <p>（別紙）</p> <p>1 総代会及び理事会</p> <p>（1）総代会</p>				
		回	開催日	承認議案
		第56回通常総代会	平成29年6月1日	平成28年度事業報告 平成28年度決算報告 平成29年度事業計画案 平成29年度収支予算案 平成29年度会費案 林業・木材製造業労働災害防止規程の一部 変更案 役員の一部改選
（2）理事会				
回	開催日	承認及び審議・報告事項		
第63回	平成29年4月27日	①平成29年度支部事業計画案 ②平成29年度支部収支予算 ③支部における安全衛生法違反行為事案及び安全衛生教育の不適正な処理事案		
第64回	平成29年5月22日	①第56回通常総代会提出議案 ②総合評価委員会委員の委嘱		
第65回	平成29年12月6日	①賛助会員の加入案 ②参与の委嘱案 ③平成29年度上半期の会費案 ④平成29年度上半期の事業実施状況 ⑤第12次防労働災害防止計画最終年度の取組		
第66回	平成30年2月1日	①林業労働災害防止計画（5カ年計画・2018年度～2022年度）案 ②平成30年度事業計画案 ③平成29年度の会費案		

## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績									
			④平成29年度業績評価報告書									
<p><b>(3) 支部長会議等の開催</b></p> <p>ア ブロック別支部長会議を開催し、平成30年度の協会事業運営方針と事業計画等を説明し、本部、支部との共通認識の形成を図る。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、平成29年度事業計画等を説明し、共通認識の形成と円滑な実施を図る。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の概要、役割、活動状況及び関係法令等を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア ブロック別支部長会議（平成30年2月～3月開催）</p> <p>イ 全国支部事務局長会議（平成29年6月22日（木）開催）</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議（平成29年6月22日（木）開催）</p>	<p><b>(3) 支部長会議等の開催</b></p> <p>本部・支部間の連携を深め、組織体制の強化、事業活動の円滑な推進を図るため、ブロック別支部長会議及び全国支部事務局長会議を開催して一体的な事業運営の強化に努めた。</p> <p>ア ブロック別支部長会議では、第13次労働災害防止計画を踏まえた「林材業労働災害防止計画（5か年計画・2018年度～2022年度）（案）」及び「平成30年度事業計画（案）」を説明し、各支部の実施協力を求めた。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議では、事業活動の的確、円滑な展開を図るため、①平成29年度事業計画に基づく支部実施事項、②「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた取組」について説明した。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議では、新たに支部事務局長等に就いた者（13名）を対象に、当協会の設立目的、設立経緯、協会組織の位置付け、安全衛生活動等に対する理解を深めた。</p>											
<p><b>(4) 情報セキュリティ対策の推進</b></p> <p>協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクに対応するため、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策を適切に実施する」等に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報を職員に随時提供し、注意喚起を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。</p> <p>・全国支部事務局長会議開催時（6月）における研修等          [支部]          「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p>	<p><b>(4) 情報セキュリティ対策の推進</b></p> <p>協会が保有する個人情報、事業場等に関する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。</p> <p>イ 政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>ウ 厚生労働省による所管法人等に対する情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃教育訓練、情報セキュリティインシデント訓練、ホームページに対するペネトレーションテストを実施対応した。</p> <p>【情報セキュリティ研修等】</p> <p>全国支部事務局長会議（平成29年6月22日）</p> <p>ブロック別支部長会議（平成30年2月～3月）</p> <p>【監査・訓練等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティインシデント対応訓練（平成29年9月26日）</li> <li>・標的型メール訓練（平成29年11月20日～12月15日）</li> </ul>											
			<table border="1"> <tr> <td>ブロック別支部長会議</td> <td>平成30年2月～3月</td> <td>6ブロック（福島県、東京都、愛知県、奈良県、香川県、佐賀県）</td> </tr> <tr> <td>全国支部事務局長会議</td> <td>平成29年6月</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>新任支部事務局長会議</td> <td>平成29年6月</td> <td>東京都</td> </tr> </table>	ブロック別支部長会議	平成30年2月～3月	6ブロック（福島県、東京都、愛知県、奈良県、香川県、佐賀県）	全国支部事務局長会議	平成29年6月	東京都	新任支部事務局長会議	平成29年6月	東京都
ブロック別支部長会議	平成30年2月～3月	6ブロック（福島県、東京都、愛知県、奈良県、香川県、佐賀県）										
全国支部事務局長会議	平成29年6月	東京都										
新任支部事務局長会議	平成29年6月	東京都										

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	事業	実績	実績
		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報資産棚卸及びリスク評価の実施（平成29年11月30日）</li> <li>平成29年度ペネトレーション（不正侵入）テスト（平成29年11月13日～11月21日）</li> <li>平成29年度厚生労働省情報セキュリティ監査（平成29年12月21日～22日）</li> </ul>		

## 【評価委員の意見等】

### (安全衛生教育等の実施と資格取得の促進)

- 受講生は、平成28年度は39,033人に比し、平成29年度はほぼ横ばいの38,455人であった。本部における「講師養成研修」、安全衛生教育情報の提供等取組強化が図られた。
- 講師養成研修や支部における技能講習等々着実に実施している。
- 平成29年度についても平成28年度と同様、それぞれのコースの講習が行われた。一支部において講習が指摘されたことから、本部からの監査、指導を徹底すべきではないか。
- 受講者の総数が前年度とほとんど変わらないのに、事業決算額をみると、収支差は前年度に対して増えている。今年度は収益面で大きく寄与しているが、前年度と比べてこの様な差がでるのか。
- 各支部で行っている講習内容の平準化が必要か。
- 29年度の技能講習は28年度実績を下回り、安全衛生特別教育は28年度を上回っている。中長期で見なければいけないが、木材・木製品製造業において取組が低調であるとしたら、リスクアセスメントでの懸念もあり、林災防として再検討をする必要があるかもしれない。

### (図書・安全衛生用具等の普及)

- 図書販売、教育テキストの販売も順調で、安全衛生教育支援普及に大いに役立っていると評価できると評価できる。新たにテキスト等の改正、作成も実施し、尚且つ利益も上げている。
- チェーンソー作業と刈払機作業のテキストに映像配信のQRコードを付加し内容を充実を図っており、主要テキストとして一層有用なものになった。前年度同様、自主事業として収益面でも貢献している。
- 図書販売のPRの拡大、安全衛生教育テキスト改訂等を行うことで前年比収支差の伸びを評価したい。
- 図書教材、安全衛生用品、保護具等を積極的に開発、販売し、収益にも寄与している。
- テキスト、解説版等を積極的に発行、普及し、収入確保にも多大な貢献をした。
- 多くの団体で出版事業が苦戦を強いられていることを考えれば、29年度実績はお見事である。ニーズをとらえ、QRコード等工夫を凝らして制作していることを大いに評価する。
- 防護衣、チェーンソー、刈払機、次々と改良型が出されており、それらの情報がほしい。

### (月刊情報誌「林材安全」の編集・発行)

- 林材業関係の人口減の中、発行部数を最小限に止めている。業界唯一の専門誌として多少の収益性を度外視して、これからも継続的に制作・発行に努力してほしい。
- 「林材安全」の内容充実をはかり、業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性の維持に努力されている。
- 「林材安全」を拝見しているが、適時・的確な情報発信として評価できる。
- 月間情報誌「林材安全」は、林材業労災防止協会の機関誌として、その普及と広報に役立っている。記事の内容からすると長い連載記事が多くマンネリの感がある。
- より魅力的な誌面作りを望む。

### (労働安全・労働衛生標語の募集)

- 労働安全・労働衛生標語の募集についての工夫、ポスター発行についての写真版の作成など工夫がみられ、部数も順調に販売されているなど評価できる。
- 標語応募総数が前年度に比べて約7.5倍も増えており、林業労働安全衛生の関心が高まってきたことが伺える。
- 一般公募していることなど社会全般への影響を意図していることは素晴らしい。
- 安全衛生標語募集へ多数の応募があることは林材業関係者の意識の指標とみることができ、評価できる。
- 標語応募件数が飛躍的に増加する一方、ポスター販売実績が昨年度とほぼ同水準であった。安全衛生意識の向上に資するものである。

## 【評価委員の意見等】

### (安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催)

- 災防規程の改訂版の発行並びに解説版の発行において検討したことは評価できる。また5年を経過した車両系の特別教育についてのテキストの見直し、かかり木処理に関するテキストの見直しについての検討を審議していることなど評価できる。
- テキスト等作成委員会の効率的開催を行った。
- 有識者による検討委員会の意見を取り入れ、テキストの改定等に生かされており、評価できる。このことが、「図書・安全衛生用具の普及」の実績につながっている。
- 毎年既存のテキストの改訂を中心に発行を行っているが、年度毎、どの関連項目のテキストを取り上げるのか決めているのか。時代に即応し、しかも先を予想し数年を見越した計画の中で、どの種のテキストを発刊するか等の検討が必要と思われる。
- 委員の人数が少なくないと思われ。次の委員の養成も考えてもらいたい。

### (安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催)

- 受講者の数、効果を含め、定期開催のめどが良かったことなど評価できる。
- 事業を継続し、教育レベルの維持向上を期されたい。
- 講師養成は特に重要である。参加受講者の満足度も高い。
- アンケート結果が良い。様々な意見交換ができる。
- 有意義な講師養成研修を行った。
- アンケート結果も好評であり、所期の目的を達したものと評価できる。
- 前年度とほぼ同様に推移している。安全衛生教育の講師の資格や免許状等の認定はどの様になっているのか。

### (「林業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施)

- 平成25～28年に発生した林業及び木材製造業等死亡労働災害を分析し、結果を踏まえた再発防止対策をまとめた冊子（小冊子）の配布、「今日の作業ポイント」カード（小冊子）、熱中症対策リーフレット作製等を通じて死亡災害防止に貢献した。
- 目標達成が着実に行われているかをポイントカードでチェックするなど良い取り組みがされている。
- 「今日の作業ポイント」カードの作成、「自主点検表-チェックリスト」を作成・配布等により死亡災害の再発防止に努めた。
- 労働行政と連携した合同現場パトロール、林業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策、林業STOP！熱中症クールワークキャンペーン等、きめ細かい対応がされている。林業においては、死亡災害は1名減少にとどまったが、休業4日以上の死傷災害は247名の大幅減につながったものと評価できる。さらに、5カ年計画最終年度として、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成し、本部から直接会員事業場へ送付し、類似災害防止の取組を徹底したことも評価できる。
- 第12次労働災害防止計画目標に対し、災害防止対策の冊子、あるいは「今日の作業ポイント」カード（小冊子）を作成し会員に配布、など熱心に啓蒙運動をしたことは評価できる。死亡事故が減らないのはなぜか、追求すべき課題である。
- 第12次労働災害防止計画の最終年に当たり労働災害防止対策に色々と取り組んできたが、災防計画の目標である死亡者数36人以下の数値目標は達成されなかった。新たな災防計画に向けて、労働災害防止対策に一層の努力強化が望まれる。
- 災防規程の改正について検討し、決定普及を図ったことなど評価できよう。

### (「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導)

- 災防規程の改正について検討し、決定普及を図ったことなど評価できよう。

## 【評価委員の意見等】

- 木材製造業に係る新たな防災規程が認可され、支部や会員事業場へ浸透してきている。当事業の目標は達成された。
- 改定された防災規程（15,000部）、リーフレット（17,500部）を会員事業場に送付し、規程の遵守に努めた。
- 林業・木材製造業労働災害防止規程の周知を図るために防災規程をリーフレットにして配布し、広報に努めている。
- 防災規程及び同規程の変更等についてリーフレット等により普及に努めるとともに集団指導、パトロール等により同規程の遵守徹底の指導に努めた。
- 平成27年度から取り組んできた防災規程の変更について厚生労働大臣から認可を得て、今後は、改正防災規程の周知と遵守指導に移ることになる。月刊情報誌「林材安全」において逐条解説を行っており、周知は進んでいるものと評価できる。

## （「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組）

- 林材業労働災害防止月間の設定と全国安全週間を設定し、定期的に作業者等に安全意識を喚起することは有効である。平成29年度は特に死亡事故が多発したことから、全会員事業場に緊急死亡撲滅に向けた取組を通知、講習、パトロールにより取り組んだことなど評価できる。
- 7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、また10月の「全国労働衛生週間」の協賛者として無災害運動の計画的な展開を図った点が評価される。
- 広報活動を徹底して行い、運動を活性化させたことは評価できる。
- 全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動期間中、安全パトロールの実施等精力的に取り組まれ、しかも29年度は28年度実績をおおむね上回っていることを評価したい。
- 非収益事業であるので多少の収支の赤字は仕方ないが、毎年の定常事業であるのに支出額の変動が大きい。
- 安全パトロールは会員だけでなく、他の機関との連携が効果ある（県、市など）。安全パトロール員（安全衛生指導員）の養成は必要ないか。

## （労働災害情報の収集分析と提供）

- 労働災害情報の収集分析の全国ネットによるリアルタイムの広報が労災の予防に寄与している。
- 労働災害情報を収集、分析し、情報誌への掲載等により周知に努めた。
- 全森連と重なる部分もあるが、情報発信は必要である。
- ネットワークを駆使して情報収集、分析、提供を行い類似災害の防止に努めた。
- 死亡災害事例速報（随時）、労働災害発生状況速報（毎月）の発行等、定期的に災害統計等の情報を提供することは事業者への注意喚起等意義が大きい。もちろん、この分析に基づき、緊急警報発令等の諸対策に結びついており、大事な仕事であると評価できる。
- 労働災害情報の収集と広報についてよくやっていると感じられる。災害事例の分析もしているが、結果について活用を積極的に実施すべきではないか。
- 労働災害の情報提供は労働災害防止対策の一丁目一番地である。情報収集はできる限り現地検証等を行い、より正確なものが望まれる。

## （ホームページの運営）

- ホームページの活用は、ほぼよい。問題は、会員現場の作業員がどのくらい見ているかであろう。
- アクセス件数は日当たり213件と年々増加しており、情報発信の貢献度は増している。
- ホームページの充実がアクセス数増加等情報発信強化につながっている。
- ホームページを作成し、各種情報を掲載して広報に努めた。
- アクセス件数も多く、林材業従事者にとって重要な情報源となっていると評価できる。アクセス件数も成果目標を上回っている。

【評価委員の意見等】
<p><b>(全国林材業労働災害防止大会等の開催)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通常通り行われた。</li> <li>○協会の一大事業として例年どおり無事遂行された。</li> <li>○大会が目標人数にほぼ近い11人が参加し、盛会裡に終了し、参加者の高い評価を得ている。</li> <li>○アンケート結果は上といえる。生の意見が聞ける。</li> <li>○28年度の香川大会には及ばなかったが、目標数にほぼ近い参加者を得るなど54回大会（滋賀）を成功させたことは大いに評価できる。参加者のアンケート結果でも概ね高い評価を受けており、事業目的は達成されている。</li> <li>○年に一度の労働災害防止大会を開いた。マンネリズムにならないように大会ごとに特色を出すことが望まれる。</li> </ul> <p><b>(労働安全衛生に係る表彰事業への候補者の推薦)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通常通り行われた。</li> <li>○例年同様、事業計画どおり実施された。優良表彰事業場や個人表彰者を逐次情報誌等で紹介し、より多くの人たちの励みになるものにした。</li> <li>○規程どおり実施されている。</li> <li>○各事業者がエンカレッジされるような表彰制度であってほしい。</li> </ul> <p><b>(協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務運営の改善方針に向かって、組織のガバナンス等改善されている。</li> <li>○平成24年の林材業労働災害防止協会の在り方検討委員会発足以来、業務改善が検討され、組織体制や事業運営も整備されてきた。</li> <li>○協会本部と支部の体制が整備され、業務及び会計管理が強化された。</li> <li>○会費管理の明確化に努めた。改正会計規程に基づく支部会計指導に努めた。</li> <li>○支部運営資金の承認交付、改正会計規定に基づき、本部・支部会計の統一化に係る会計指導の実施等支部へのガバナンスに関する体制が整えられつつある状況について評価できる。</li> <li>○普段の点検、見直しが求められる。</li> <li>○安全教育、能力向上教育など資格取得に関して、見直しをする必要はないか。</li> </ul> <p><b>(理事会・総代会等の開催)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当初の計画通りに開催されている。</li> <li>○当初の計画通り実施されている。</li> <li>○理事会・総代会は開催数を限定せず、必要に応じて開催し、事業計画、事業予算等協会運営の整備強化に対処されたい。</li> </ul> <p><b>(支部長会議等の開催)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当初の計画通り開催されている。</li> <li>○当初の計画通り実施されている。</li> <li>○当該会議の開催のほか、通信システム等の利用により本・支部間の連携強化を図り、一体的な事業運営に努められたい。</li> </ul>

**【評価委員の意見等】**

**(情報セキュリティ対策の推進)**

- 情報セキュリティ対策として教育、改善を進めた。
- セキュリティのための研修や機器の導入等対策に努めた。
- 教育訓練、監査等の実施により、セキュリティの向上が図られているものと推察する。
- 電子的な手段を利用した情報のやり取りが多い当世の情報社会では、安全性や信頼性の確保に当該事業は不可欠なものである。組織においては、様々な情報セキュリティ上のリスクに対して対策の方針や規則が必要であり、情報セキュリティマネジメントを確実に実行する体制が必要となる。



<p><b>【総合コメント】</b></p>
<p>○平成29年度は、第12次災害防止計画の最終年に当たっている。特に平成28年度は死亡災害が多く発生し、平成29年度は、目標を超えるという危機感があつた。全体の取組もこのような雰囲気を感じられ、事業に反映されたことは評価できる。しかし結果は、死亡災害について計画目標を超えた。その中において、事業として協会本部、支部一体となり労働災害防止計画の達成に努力してきたところではあるが、新たな取組、分析、工夫といったことが足りなかったのではないかと感じる。例えば省庁は異なるが、林野庁の緑の雇用における研修、講習等と連絡を取り合い、安全教育をより徹底するとか、より一層の努力が必要である。</p>
<p>○協会の業務全体についての改革について、委員会の報告に基づき鋭意努力され、協会のコンプライアンス、ガバナンス等に成果がみえ、今後さらにより結果が出ることを期待したい。</p>
<p>○第12次労働災害防止計画の最終年度として、同計画の目標達成に向けて労働災害防止事業に取り組んできたが、結果として死亡者数の数値目標は達成されなかった。毎回数値目標を立て努力しているが、なかなか数値目標をクリアできないでいる。今の事業の追進だけでは死亡災害ゼロに向けての展望は開けないのではないかと感じる。</p>
<p>○事業課題全般をみると、協会内の定常的課題が多く、新たな展開を模索する事業課題は少ない。業界唯一の機関として当協会の存在を積極的に示していくためには、当協会の会員だけでなく「業界全体の安全衛生活動底上げにかかると、協会内の定常的課題が多く、新たな展開を模索する事業が必要であり、より多くの人たちの労働安全衛生や労働災害防止に寄与する事業展開が求められる。また、今後を見据えて労働安全衛生・労働災害防止の新しい考え方やシステムを模索するよう新たな価値を創造する事業にも取り組まなければならない。</p>
<p>○協会の組織体制の見直し、本部・支部の連携強化が具現化しつつある。その効果が協会全体の業務運営の向上に結びついていることを評価したい。支部、本部の連結強化によって、協会会員のみなならず業界全体の安全レベルが向上することを期待したい。</p>
<p>○限られた人員や経費の中でよく林業・木材製造業の労働災害の防止に取り組んでいる。まだまだ重篤な労働災害の防止のために良い方策を考え実行に移していただきたい。</p>
<p>○森林環境税に対する対策はどうか。</p>
<p>○死亡者数がなかなか減少しない中で、死傷者数は着実に減少しており、事業の成果と思われる。外国人実習生、在留資格制度等が拡充される方向にある中で、外国人労働者の防災対策が益々重要となっている。日本語を理解させることも重要であるが、せめて英語のテキスト等の拡充はできないか。</p>
<p>○補助事業については出前（集団）指導会等新しい工夫もあり、業界全体の安全衛生水準の向上に大いに役割を果たしている。自主事業については安全衛生対策支援事業、林業労働災害防止計画目標達成のための事業において様々な取組が行われており評価したい。その他の自主事業についても、図書、講習会テキストの製作等適時・適切な事業を展開していると評価できる。</p>

# 平成30年度 業績評価実施要領

林業・木材製造業労働災害防止協会  
総合評価委員会

## 1 目的

- (1) 本要領は、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）が実施する事業の効果的・効率的な推進を図り、もって労働災害防止の一層の向上を図ることを目的として行う業績評価の実施に関する具体的方法を定める。
- (2) 平成30年度に実施する業務実績の評価は、平成29年度に実施した事業を対象とする。

## 2 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における21事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（3事業）
  - (1) 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業
  - (2) 林材業における労働災害再発防止対策事業
  - (3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
  - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）
  - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
  - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
  - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
  - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
  - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催
  - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（7事業）
  - (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
  - (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
  - (3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組
  - (4) 労働災害情報の収集分析と提供
  - (5) ホームページの運営
  - (6) 全国林材業労働災害防止大会等の開催
  - (7) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦
- 5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）
  - (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
  - (2) 理事会・総代会等の開催
  - (3) 支部長会議等の開催
  - (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：

広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業について、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：

協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

### 3 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記2の2 1 事業、5 事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

(ア) 事業目的は達成されているか。

(イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。

(ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。

(エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。

(オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

(ア) 労働災害の防止

(イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シート（別紙1）を作成する。

イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。）を総合評価委員会（以下「委員会」という。）委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表（別紙2）に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

- (ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表（別紙3）を作成し、事務局に提出する。
- (イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。
- 平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。
- (ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表（別紙4）を作成する。
- (エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注1）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基に作成する。

#### 4 平成30年度委員会スケジュール

下記日程により実施する。

平成30年 7月19日	第1回委員会開催
平成30年 9月 下旬	平成29年度事業業績評価シートを委員に送付
平成30年11月 月上旬	各委員から委員コメント表を事務局へ送付
平成30年12月7日	第2回委員会開催
平成31年 1月	業績評価報告書作成（印刷）